

4 . 地域の概況

周辺地域の概況を把握するため、既存資料の調査を実施した。

4.1 社会的状況

4.1.1 人 口

枚方市及び寝屋川市の人口及び世帯数は、表 4.1.1～表 4.1.2 にそれぞれ示すとおりである。

平成 22 年の人口及び世帯数等は、枚方市で人口約 407 千人、世帯数約 169 千世帯、人口密度約 6.3 千人／km²、寝屋川市で人口約 242 千人、世帯数約 106 千世帯、人口密度約 9.8 千人／km²となっている。過去 5 年では枚方市、寝屋川市とも人口の増減はほとんどない。

表 4.1.1 人口及び世帯数（平成 22 年）

区 分	世帯数 (世帯)	人口 (人)			人口密度 (人／km ²)	面積 (km ²)
		総数	男	女		
枚方市	169,008	407,148	197,584	209,564	6,256	65.08
寝屋川市	106,341	242,342	118,530	123,812	9,800	24.73

(注) 枚方市は 12 月末日現在、寝屋川市は 10 月 1 日現在の値である。

資料：「第 40 回枚方市統計書（平成 22 年版）」（枚方市ホームページ）
「寝屋川市統計書 2010 年版」（平成 23 年 3 月、寝屋川市）

表 4.1.2 人口及び世帯数の推移

区 分		平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年
枚方市	人口(人)	404,909	406,224	406,308	407,418	407,148
	世帯数(世帯)	161,446	163,654	165,572	167,728	169,008
寝屋川市	人口(人)	245,096	243,844	243,428	243,217	242,342
	世帯数(世帯)	103,500	104,069	104,995	105,943	106,341

(注) 枚方市は各年 12 月末日現在、寝屋川市は各年 10 月 1 日現在の値である。

資料：「第 40 回枚方市統計書（平成 22 年版）」（枚方市ホームページ）
「寝屋川市統計書 2010 年版」（平成 23 年 3 月、寝屋川市）

4.1.2 産 業

(1) 産業別従業者数

枚方市及び寝屋川市の平成 18 年の産業別従業者数は、表 4.1.3 に示すとおりであり、第 3 次産業が大半を占めている。

平成 18 年 10 月 1 日現在の枚方市及び寝屋川市の産業大分類別従業者数は、表 4.1.4 に示すとおりであり、枚方市では第 2 次産業の約 80%を製造業、第 3 次産業の約 25%を卸売・小売業が、約 21%を医療・福祉業がそれぞれ占めており、寝屋川市では第 2 次産業の約 76%を製造業、第 3 次産業の約 29%を卸売・小売業がそれぞれ占めている。

表 4.1.3 産業別従業者数

(平成18年10月1日現在)

区 分	第 1 次産業		第 2 次産業		第 3 次産業		合計	
	従業者数 (人)	比率 (%)	従業者数 (人)	比率 (%)	従業者数 (人)	比率 (%)	従業者数 (人)	比率 (%)
枚 方 市	10	0.0	27,300	22.9	91,944	77.1	119,254	100.0
寝屋川市	5	0.0	16,547	23.6	53,452	76.4	70,004	100.0

資料：「第 40 回枚方市統計書（平成 22 年版）」（枚方市ホームページ）
「寝屋川市統計書 2010 年版」（平成 23 年 3 月、寝屋川市）

表 4.1.4 事業所数及び従業者数

(平成18年10月1日現在)

産 業 大 分 類		枚方市			寝屋川市		
		事業所数 (カ所)	従業者数 (人)	比率 (%)	事業所数 (カ所)	従業者数 (人)	比率 (%)
第 1 次 産業	農業・林業・漁業	2	10	100.0	1	5	100.0
第 2 次 産業	鉱 業	1	9	0.0	—	—	—
	建 設 業	743	5,511	20.2	574	3,903	23.6
	製 造 業	615	21,780	79.8	638	12,644	76.4
	小 計	1,359	27,300	100.0	1,212	16,547	100.0
第 3 次 産業	電気・ガス・熱供給・水道業	11	639	0.7	4	169	0.3
	情報通信業	57	555	0.6	25	355	0.7
	運輸業	138	4,766	5.2	107	4,292	8.0
	卸売・小売業	2,820	23,264	25.3	2,043	15,505	29.0
	金融・保険業	156	2,503	2.7	89	1,237	2.3
	不動産業	643	2,149	2.3	643	1,733	3.2
	飲食店、宿泊業	1,523	10,589	11.5	1,295	6,331	11.8
	医療・福祉業	943	19,138	20.8	611	8,951	16.7
	教育・学習支援業	653	8,602	9.4	314	4,706	8.8
	複合サービス事業	61	1,162	1.3	37	625	1.2
	サービス業(他に分類されないもの)	2,071	15,511	16.9	1,403	8,092	15.1
	公務(他に分類されないもの)	47	3,066	3.3	24	1,456	2.7
	小 計	9,123	91,944	100.0	6,595	53,452	100.0
	合 計	10,484	119,254	—	7,808	70,004	—

資料：「第 40 回枚方市統計書（平成 22 年版）」（枚方市ホームページ）
「寝屋川市統計書 2010 年版」（平成 23 年 3 月、寝屋川市）

(2) 農業

枚方市及び寝屋川市の農家数、農業従事者及び経営耕地面積は、表4.1.5に示すとおりであり、平成17年2月1日現在の農家数は、枚方市で約1,430戸、寝屋川市で約550戸、農業従事者は枚方市で約1,800人、寝屋川市で約640人、経営耕地面積は枚方市で約47,200 a、寝屋川市で約19,700 aとなっている。

また、平成18年度の枚方市及び寝屋川市の農業産出額は、表4.1.6に示すとおりであり、枚方市90千万円、寝屋川市25千万円となっている。耕種では米の占める割合が高く、枚方市67%、寝屋川市72%となっている。また、枚方市の畜産では、乳用牛が約96%と大半を占めている。

表 4.1.5 農家数、農業従事者及び経営耕地面積

(平成17年2月1日現在)

	農家数 (戸)						農業従事者 (人)	経営耕地 面積 (a)
	総数	自給・販売の別		専業・兼業の別				
		自給的農家	販売農家	専業農家	第一種 兼業農家	第二種 兼業農家		
枚方市	1,433	849	584	117	55	412	1,818	47,242
寝屋川市	554	360	194	22	14	158	637	19,664

- (注) 1. 自給的農家：耕地面積が30a未満で、かつ、農産物販売金額が50万円未満の農家
販売農家：耕地面積が30a以上または農産物販売金額が50万円以上の農家
2. 専業農家：世帯員中に兼業従事者が1人もいない農家である。
第一種兼業農家：農業所得を主とする兼業農家である。
第二種兼業農家：農業所得を従とする兼業農家である。

資料：「平成22年度 大阪府統計年鑑」(平成23年3月、大阪府)

表 4.1.6 農業産出額 (平成18年度)

(単位：千万円)

区分	農業産 出額	耕 種					畜 産				
		計	米	野菜	果樹	花き	計	肉用牛	乳用牛	豚	鶏
枚方市	90	66	44	17	2	χ	23	χ	22	—	χ
寝屋川市	25	25	18	5	0	—	—	—	—	—	—

- (注) 1. 耕種計には、豆類、いも類、種苗・苗木類、その他を含む。
畜産計には、その他の畜産物を含む。
2. χ：数字が秘匿されているもの 0：単位未満 —：皆無または該当数なし
3. 「平成22年度 大阪府統計年鑑」(平成23年3月、大阪府)によると、『平成19年度より市町村別データはない。』と記載されている。

資料：「平成19年度 大阪府統計年鑑」(平成20年3月、大阪府)

(3) 工業

枚方市及び寝屋川市の事業所数、従業者数及び製造品出荷額等は、表4.1.7に示すとおりであり、平成21年12月31日現在の事業所数は、枚方市、寝屋川市ともに約320カ所、従業者数は枚方市で約18千人、寝屋川市で約9千人、製造品出荷額等は枚方市で約5,290億円、寝屋川市で約1,640億円となっている。平成21年と平成20年を比較すると、枚方市では事業所数は約10%、従業者数は約5%、製造品出荷額等は約22%それぞれ減少している。寝屋川市では、事業所数及び従業者数

は約 12%、製造品出荷額等は約 21%それぞれ減少している。

また、平成 21 年 12 月 31 日現在の枚方市及び寝屋川市の産業中分類別製造品出荷額等は、表 4.1.8 に示すとおりであり、枚方市では生産用機械器具製造業、はん用機械器具製造業、寝屋川市では食料品製造業、輸送用機械器具製造業の占める割合が高くなっている。

表 4.1.7 事業所数、従業者数及び製造品出荷額等

(各年 12 月 31 日現在)

区 分	平成20年		平成21年	
	枚方市	寝屋川市	枚方市	寝屋川市
事業所数 (カ所)	357	369	320	323
従業者数 (人)	18,690	9,982	17,680	8,786
製造品出荷額等(万円)	67,778,642	20,845,696	52,869,604	16,414,891

(注) 従業者数が 4 人以上の事業所における値である。

資料：「平成20年 大阪の工業（工業統計調査結果表）」（平成22年 3 月、大阪府）

「平成21年 大阪の工業（工業統計調査結果表）」（平成23年 3 月、大阪府）

表 4.1.8 工業の産業中分類別製造品出荷額等

(平成21年12月31日現在)

産 業 中 分 類	枚方市		寝屋川市	
	製造品出荷額等 (万円)	比率 (%)	製造品出荷額等 (万円)	比率 (%)
食料品製造業	6,454,950	12.2	3,107,741	18.9
飲料・たばこ・飼料製造業	350,996	0.7	—	—
繊維工業	144,972	2.7	271,583	1.7
木材・木製品製造業（家具を除く）	χ	χ	—	—
家具・装備品製造業	86,386	0.2	195,671	1.2
パルプ・紙・紙加工品製造業	1,240,673	2.3	661,656	4.0
印刷・同関連業	543,334	1.0	770,723	4.7
化学工業	3,626,125	6.9	866,566	5.3
石油製品・石炭製品製造業	χ	χ	342,997	2.1
プラスチック製品製造業（別掲を除く）	2,907,477	5.5	2,095,171	12.8
ゴム製品製造業	419,373	0.8	148,256	0.9
なめし革・同製品・毛皮製造業	χ	χ	χ	χ
窯業・土石製品製造業	620,365	1.2	191,004	1.2
鉄鋼業	6,047,794	11.4	47,532	0.3
非鉄金属製造業	674,765	1.3	314,850	1.9
金属製品製造業	2,481,935	4.7	1,854,054	11.3
はん用機械器具製造業	8,176,974	15.5	722,303	4.4
生産用機械器具製造業	13,614,872	25.8	618,663	3.8
事務用機械器具製造業	χ	χ	293,351	1.8
電子部品・デバイス・電子回路製造業	137,453	0.3	282,141	1.7
電気機械器具製造業	1,583,627	3.0	175,245	1.1
情報通信機械器具製造業	399,152	0.8	114,289	0.7
輸送用機械器具製造業	447,170	0.8	2,815,762	17.2
その他の製造業	127,262	0.2	χ	χ
合 計	52,869,604	100.0	16,414,891	100.0

(注) 1. 従業者数が 4 人以上の事業所における値である。

2. χ：秘匿した箇所 —：該当数値なし

資料：「平成21年 大阪の工業（工業統計調査結果表）」（平成23年 3 月、大阪府）

(4) 商業

枚方市及び寝屋川市の事業所数、従業者数及び年間商品販売額は、表 4.1.9 に示すとおりであり、平成 19 年 6 月 1 日現在の事業所数は、枚方市で約 2,600 ヲ所、寝屋川市で約 1,900 ヲ所、従業者数は枚方市で約 21 千人、寝屋川市で約 14 千人、年間商品販売額は枚方市で約 4,710 億円、寝屋川市で約 3,590 億円となっている。平成 19 年と平成 16 年を比較すると、枚方市では事業所数で約 6 % 減少しているが、従業者数及び年間商品販売額は同程度となっている。寝屋川市では事業所数で約 12%、従業者数で約 8 %、年間商品販売額で約 6 %それぞれ減少している。

また、平成 19 年 6 月 1 日現在の枚方市及び寝屋川市の産業中分類別年間商品販売額は、表 4.1.10 に示すとおりであり、枚方市で飲食料品小売業、寝屋川市で機械器具卸売業の占める割合が高くなっている。

表 4.1.9 事業所数、従業者数及び年間商品販売額

(各年 6 月 1 日現在)

区 分	平成16年		平成19年	
	枚方市	寝屋川市	枚方市	寝屋川市
事業所数 (カ所)	2,726	2,175	2,576	1,911
従業者数 (人)	20,908	15,638	21,111	14,441
年間商品販売額 (万円)	47,187,572	38,053,083	47,103,408	35,917,088

資料：「大阪の商業 平成16年商業統計調査結果確報」（平成18年3月、大阪府企画調整部統計課）

「大阪の商業 ー平成19年商業統計調査結果確報ー」（平成20年12月、大阪府）

表 4.1.10 商業の産業中分類別年間商品販売額

(平成 19 年 6 月 1 日現在)

産業中分類	枚方市		寝屋川市	
	年間商品販売額 (万円)	比率 (%)	年間商品販売額 (万円)	比率 (%)
各種商品卸売業	—	—	χ	χ
繊維・衣服等卸売業	602,872	1.3	157,096	0.4
飲食料品卸売業	1,939,290	4.1	1,104,249	3.1
建築材料、鉱物材料等卸売業	4,138,552	8.8	2,647,366	7.4
機械器具卸売業	4,602,403	9.8	9,752,499	27.2
その他の卸売業	4,797,368	10.2	χ	χ
各種商品小売業	3,308,283	7.0	2,404,680	6.7
織物・衣服・身の回り品小売業	2,556,310	5.4	799,220	2.2
飲食料品小売業	11,481,527	24.4	6,834,828	19.0
自動車・自転車小売業	4,291,829	9.1	2,453,906	6.8
家具・じゅう器等小売業	1,917,769	4.1	1,776,911	4.9
その他の小売業	7,467,205	15.9	5,446,098	15.2
合 計	47,103,408	100.0	35,917,088	100.0

(注) —：該当数値のないものまたは調査をしていないもの χ：数値を明らかにしていないもの

資料：「大阪の商業 ー平成19年商業統計調査結果確報ー」（平成20年12月、大阪府）

4.1.3 交通

(1) 道路網及び鉄道網

周辺地域の道路網及び鉄道網は、図 4.1.1 に示すとおりである。周辺地域では、一般国道 1 号、一般国道 170 号、主要地方道八尾枚方線、一般府道木屋交野線が通っており、これらの道路は対象事業実施区域と交差している。

(2) 交通量

周辺地域の一般府道以上の道路交通量は表 4.1.11 に、その観測位置は図 4.1.2 にそれぞれ示すとおりである。「平成 22 年度道路交通センサス一般交通量調査 箇所別基本表」(近畿地方整備局道路部)によると、周辺地域の平日 24 時間交通量は、一般国道 1 号で約 42,700~47,900 台(大型車混入率 21.2~26.3%)、一般国道 170 号で約 16,400~34,800 台¹⁾(大型車混入率 10.2~20.2%)、主要地方道八尾枚方線で約 4,300 台¹⁾(大型車混入率 6.4%)、一般府道木屋交野線で約 9,400 台(大型車混入率 9.0%)となっている。

(注) 1) *印の観測地点は、12 時間交通量観測地点であり、24 時間交通量は中間 2 時間交通量に昼夜率を乗じて算出された値である。

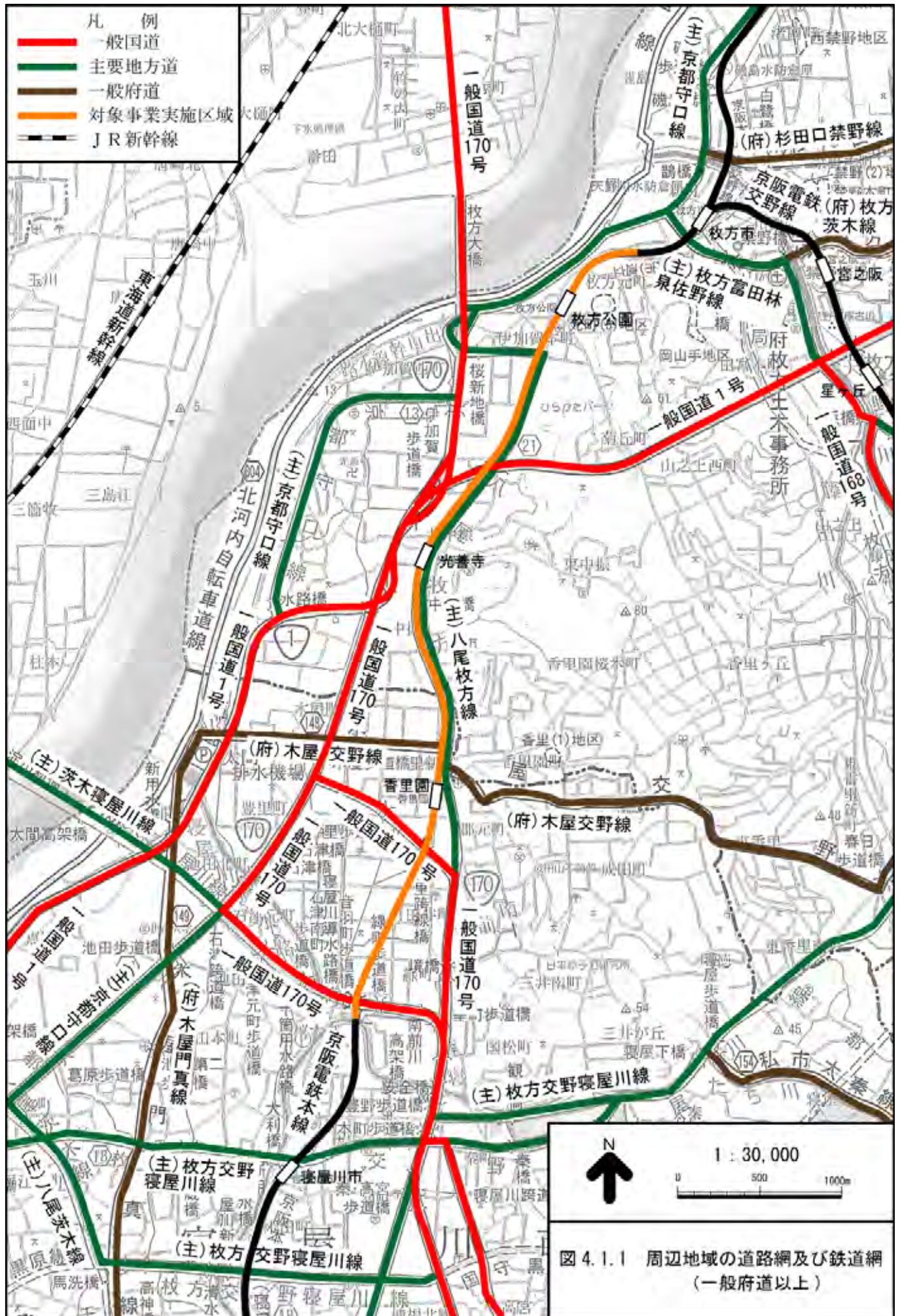
表 4.1.11 周辺地域の道路交通量（一般府道以上）

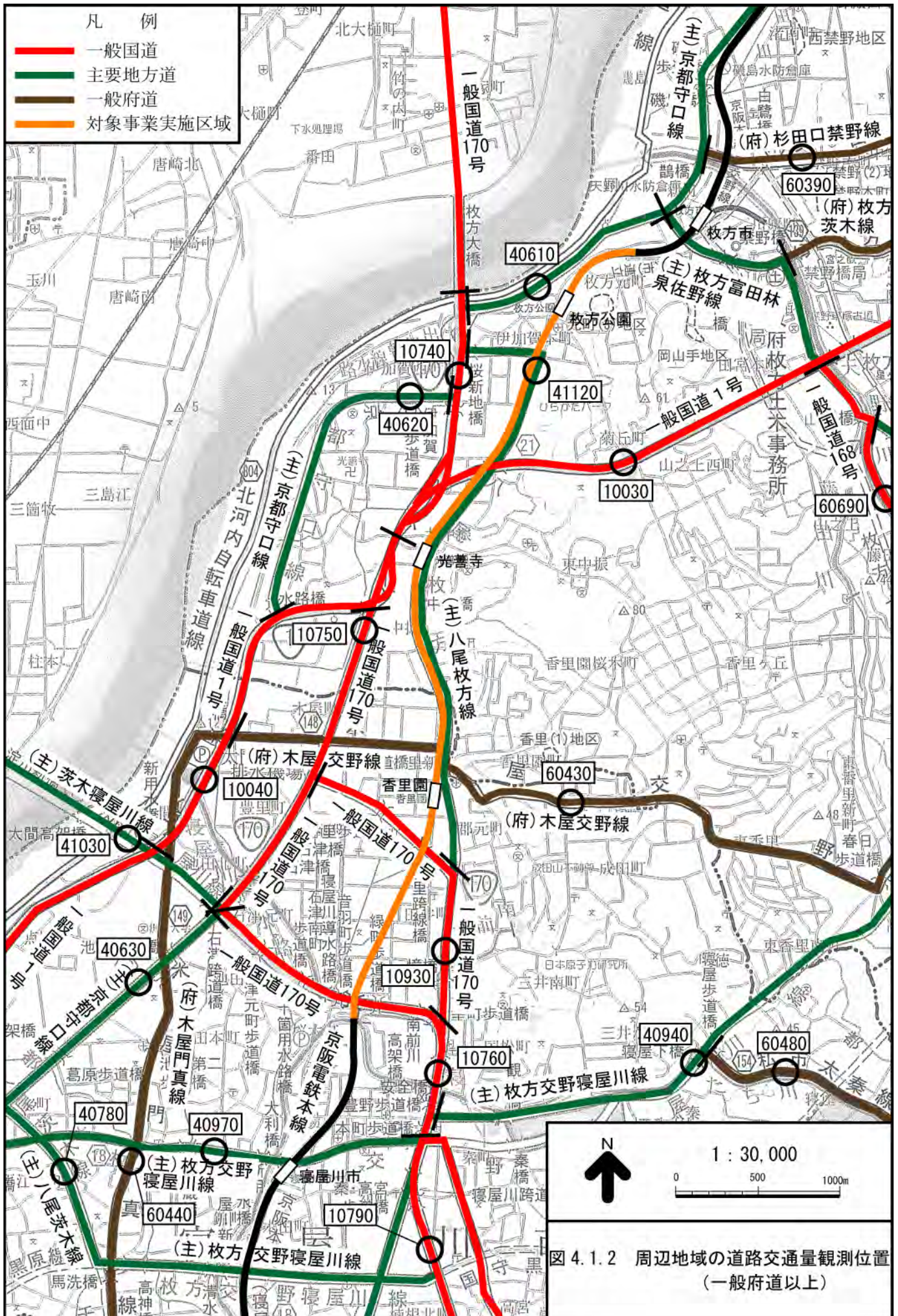
H22年度 調査単 位区 間番 号	H17年度 調査単 位区 間番 号	路線名	観測地点名	平日12時間交通量(台)			平日24 時間交 通量 (台)	大型車 混入率 (%)
				小型車	大型車	計		
10030	1002	一般国道1号	枚方市山之北町	37,716	10,149	47,865	71,854	21.2
10040	1003	一般国道1号	寝屋川市太間町	31,448	11,245	42,693	65,212	26.3
10690*	1035	一般国道168号	枚方市村野西町	6,401	487	6,888	9,643	7.1
10740*	1037	一般国道170号	枚方市伊加賀緑町	19,934	5,060	24,994	34,992	20.2
10750*	1038	一般国道170号	枚方市南中振2丁目	24,455	4,202	28,657	40,120	14.7
10930*	1039	一般国道170号 (旧)	寝屋川市境橋町	14,728	1,664	16,392	22,949	10.2
10760*	1040	一般国道170号	寝屋川市国松町	28,933	5,899	34,832	48,765	16.9
10790	1041	一般国道170号	寝屋川市高宮栄町	19,897	4,407	24,304	34,203	18.1
41120*	4019	主要地方道八尾 枚方線	枚方市枚方公園町	3,997	274	4,271	5,979	6.4
41040*☆	44024	主要地方道枚方 富田林泉佐野線	—	5,533	740	6,273	8,782	11.8
41030	4069	主要地方道茨木 寝屋川線	寝屋川市点野1丁目	22,891	7,832	30,723	45,870	25.5
40940*	4074	主要地方道枚方 交野寝屋川線	寝屋川市寝屋1丁目	12,207	1,602	13,809	19,333	11.6
40970*	4075	主要地方道枚方 交野寝屋川線	寝屋川市大利町	4,694	643	5,337	7,472	12.0
41000*☆	44008	主要地方道枚方 交野寝屋川線	—	5,533	740	6,273	8,782	11.8
40610*	4091	主要地方道京都 守口線	枚方市堤町	21,293	3,387	24,680	34,552	13.7
40620*	4092	主要地方道京都 守口線(新)	枚方市伊加賀西町	3,788	1,011	4,799	6,719	21.1
40630*	4093	主要地方道京都 守口線	寝屋川市池田中町	20,504	3,246	23,750	33,250	13.7
40780*	14128	主要地方道八尾 茨木線	寝屋川市高柳6丁目	12,200	1,818	14,018	19,625	13.0
60310*	6010	一般府道枚方茨 木線	枚方市宮之阪2丁目	10,338	976	11,314	15,840	8.6
60430	6026	一般府道木屋交 野線	寝屋川市末広町	8,576	848	9,424	13,036	9.0
60440	6053	一般府道木屋門 真線	寝屋川市高柳2丁目	7,508	504	8,041	10,999	6.3
60390*	6055	一般府道杉田口 禁野線	枚方市禁野本町2丁目	8,843	1,427	10,270	14,378	13.9
60480*	6057	一般府道私市太 秦線	寝屋川市寝屋1丁目	3,617	564	4,181	5,853	13.5

(注) 1. *印の観測地点は、12時間交通量観測地点であり、24時間交通量は中間2時間交通量に昼夜率を乗じて算出された値である。

2. ☆印の観測地点は、非観測区間の短路区間（停車場線のように延長が極めて短い路線で交通量観測を実施する必要性が少ないと思われる区間、他観測地点(4075)から引用した数値を便宜的に記入）である。

資料：「平成22年度道路交通センサス一般交通量調査 箇所別基本表」（近畿地方整備局道路部）より作成





4.1.4 土地利用

(1) 「国土利用計画法」に基づく土地利用基本計画の決定状況

周辺地域は、「国土利用計画法」（昭和 49 年法律第 92 号）に基づく土地利用基本計画によると、都市地域の市街化区域として計画されている。

(2) 土地利用の状況

枚方市及び寝屋川市の土地利用の状況は、表 4.1.12 に示すとおりであり、枚方市、寝屋川市とも宅地が最も多くなっている。

表 4.1.12 土地利用の状況

(平成 20 年 1 月 1 日現在)

項 目	枚方市		寝屋川市	
	面積 (a)	比率 (%)	面積 (a)	比率 (%)
田	54,770	15.5	11,028	7.7
畑	13,830	4.0	4,463	3.2
宅 地	239,825	67.4	119,620	83.6
山 林	10,847	3.0	1,093	0.8
原 野	1,234	0.4	80	0.1
池 沼	55	0.0	1	0.0
雑 種 地	29,583	8.6	4,022	2.7
軌道用地	3,003	0.8	2,507	1.8
合 計	353,147	100.0	142,814	100.0

(注) 有租地面積

資料：「第 40 回枚方市統計書（平成 22 年版）」（枚方市ホームページ）
「寝屋川市統計書 2010 年版」（平成 23 年 3 月、寝屋川市）

(3) 「都市計画法」に基づく地域地区等の指定状況

平成 12 年 5 月の都市計画法改正により、大阪府では「都市計画区域マスタープラン」が策定され、枚方市及び寝屋川市は、東部大阪都市計画区域に含まれている。

枚方市及び寝屋川市の用途地域の指定面積は、表 4.1.13 に示すとおりであり、枚方市では住居系地域 81%、商業系地域約 3%、工業系地域約 16%、寝屋川市では住居系約 70%、商業系約 6%、工業系約 24%の割合となっている。

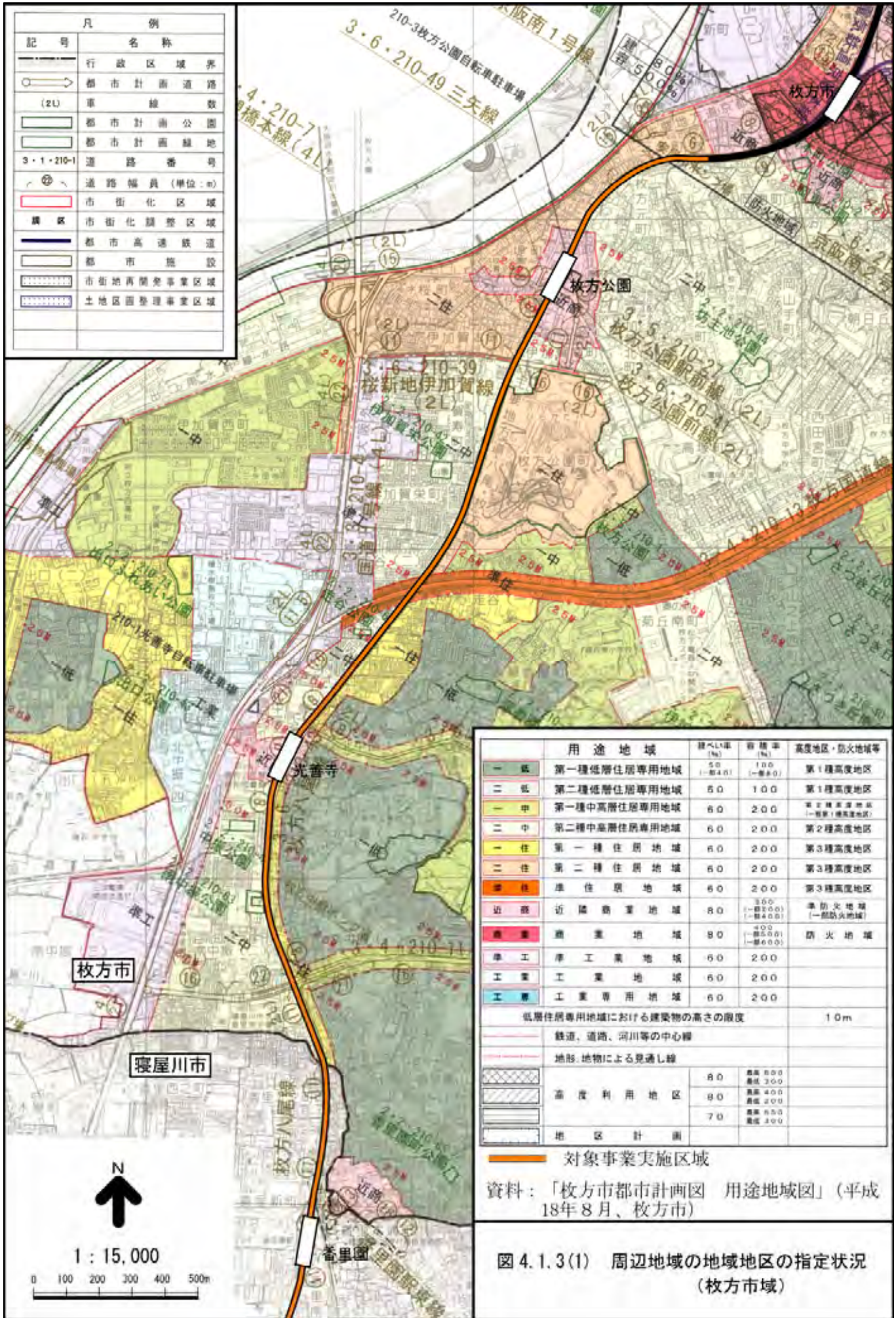
周辺地域の「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく地域地区の指定状況は、図 4.1.3 に示すとおりであり、対象事業実施区域は、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、商業地域、近隣商業地域となっている。

表 4.1.13 用途地域の指定面積

区 分			枚方市		寝屋川市	
			面積 (ha)	比率 (%)	面積 (ha)	比率 (%)
市 街 化 区 域	住居系地域	第一種低層住居専用地域	902	21.8	145	6.8
		第二種低層住居専用地域	91	2.2	—	—
		第一種中高層住居専用地域	1,338	32.3	381	17.8
		第二種中高層住居専用地域	552	13.3	355	16.6
		第一種住居地域	244	5.9	417	19.5
		第二種住居地域	195	4.7	171	8.0
		準住居地域	27	0.7	19	0.9
	商業系地域	近隣商業地域	98	2.4	105	4.9
		商業地域	33	0.8	17	0.8
	工業系地域	準工業地域	334	8.1	509	23.8
		工業地域	93	2.2	17	0.8
		工業専用地域	230	5.6	—	—
	計			4,137	63.6 / 100.0	2,136
市街化調整区域			2,371	36.4	337	13.6
合 計			6,508	100.0	2,473	100.0

(注) 枚方市は平成 22 年 3 月現在、寝屋川市は平成 20 年 11 月 28 日現在の値である。

資料：「第 40 回枚方市統計書（平成 22 年版）」（枚方市ホームページ）
「都市計画の決定状況」（寝屋川市ホームページ）



凡 例	
記号	名称
—	行政区境界
→	都市計画道路
(2L)	車線数
○	都市計画公園
□	都市計画緑地
3・1・210-1	道路番号
⊕	道路幅員(単位:m)
■	市街化区域
■	市街化調整区域
■	都市高速鉄道
■	都市施設
■	市街地再開発事業区域
■	土地区画整理事業区域

用途地域	建ぺい率 (%)	容積率 (%)	高度地区・防火地域等
一低	50 (一部45)	100 (一部80)	第1種高度地区
二低	50	100	第1種高度地区
一甲	60	200	第2種高度地区 (一部1種高度地区)
二甲	60	200	第2種高度地区
一住	60	200	第3種高度地区
二住	60	200	第3種高度地区
準住	60	200	第3種高度地区
近遊	80 (一部200)	300 (一部400)	準防火地域 (一部防火地域)
商業	80	400 (一部500)	防火地域
準工	60	200	
工業	60	200	
工専	60	200	

用途	高さ制限 (m)	高さ
低層住居専用地域における建築物の高さの限度		10m
鉄道、道路、河川等の中心線		
地形、地物による見通し線		
高度利用地区	80	高さ 800 高さ 300
	90	高さ 400 高さ 200
	70	高さ 500 高さ 300

— 対象事業実施区域
 資料：「枚方市都市計画図 用途地域図」(平成18年8月、枚方市)

図 4.1.3(1) 周辺地域の地域地区の指定状況 (枚方市域)

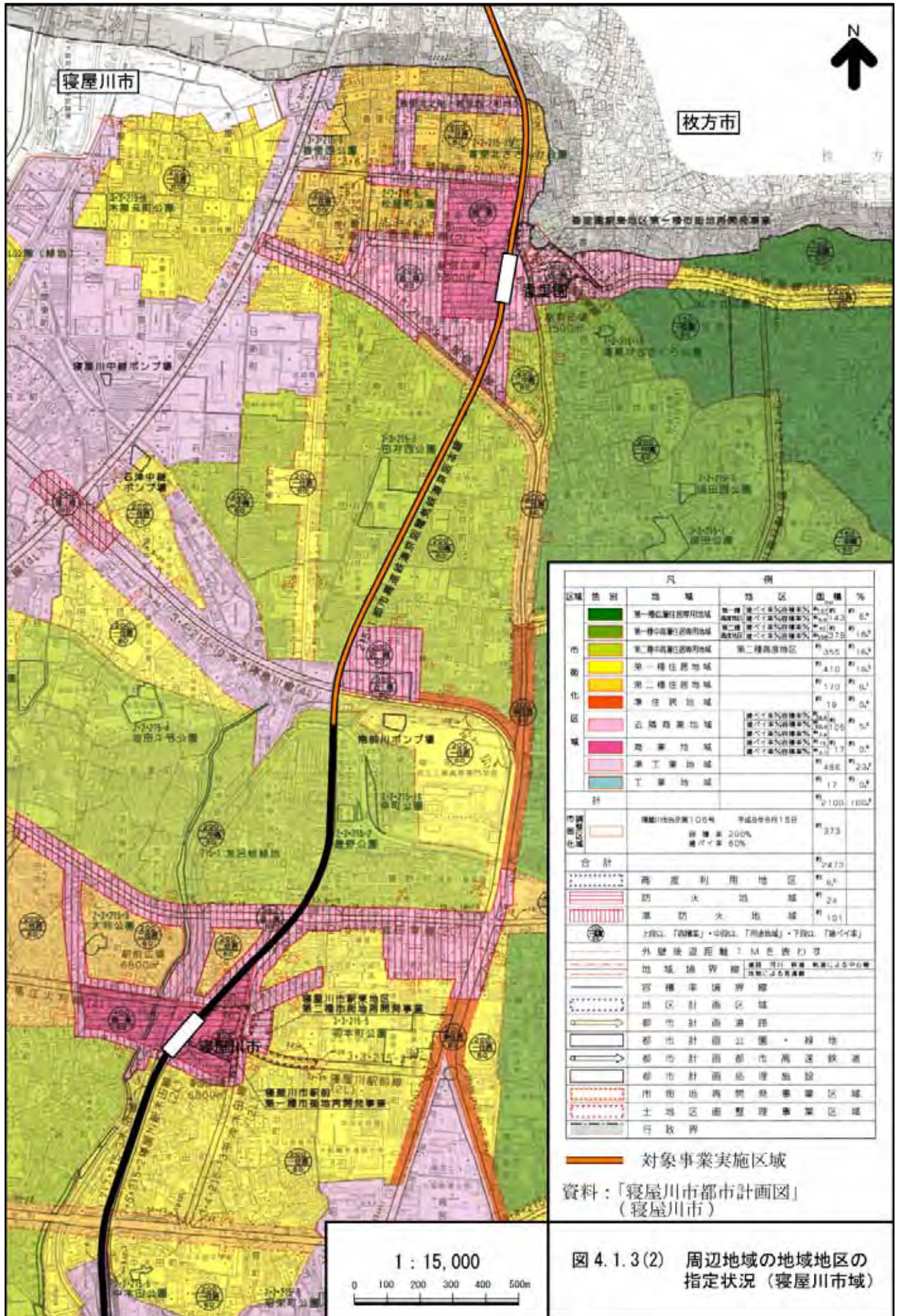


図 4.1.3(2) 周辺地域の地域地区の指定状況(寝屋川市域)

4.1.5 水利用

(1) 上水道

枚方市及び寝屋川市の上水道の給水普及状況及び配水量は、表 4.1.14 に示すとおりであり、平成 21 年度末現在、枚方市で給水戸数約 170 千戸、給水人口約 411 千人、普及率 99.9%、年間配水量約 49 百万 m^3 、寝屋川市で給水戸数約 106 千戸、給水人口約 243 千人、普及率 100%、年間配水量約 26 百万 m^3 となっている。

表 4.1.14 上水道の給水普及状況及び配水量

(各年度末現在)

区 分		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
給水戸数 (戸)	枚方市	162,793	165,520	167,438	168,724	170,021
	寝屋川市	103,101	103,701	104,344	105,493	106,280
給水人口 (人)	枚方市	407,979	408,810	409,804	410,289	410,825
	寝屋川市	245,380	244,189	243,232	243,351	242,801
普及率 (%)	枚方市	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9
	寝屋川市	100	100	100	100	100
配水量 (千 m^3)	枚方市	50,799	50,703	50,473	49,567	49,156
	寝屋川市	28,349	27,702	27,386	26,935	26,410

資料：「第 40 回枚方市統計書（平成 22 年版）」（枚方市ホームページ）
「寝屋川市統計書 2010 年版」（平成 23 年 3 月、寝屋川市）

(2) 下水道

枚方市及び寝屋川市の下水道整備状況は、表 4.1.15 に示すとおりであり、平成 21 年度末現在、枚方市で普及率 92.3%、水洗化率 91.5%、寝屋川市で普及率 99.7%、水洗化率 96.7%となっている。

また、公共下水道の整備が進められており、枚方市は淀川左岸流域下水道及び寝屋川北部流域下水道、寝屋川市は寝屋川北部流域下水道となっている。

表 4.1.15 下水道整備状況

(各年度末現在)

区 分		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
行政人口 (人)	枚方市	408,290	409,118	410,112	410,597	411,133
	寝屋川市	245,380	244,189	243,232	243,351	242,801
整備人口 (人)	枚方市	353,666	367,331	373,058	375,794	379,632
	寝屋川市	244,662	243,464	242,578	242,696	242,148
普及率 (%)	枚方市	86.6	89.8	91.0	91.5	92.3
	寝屋川市	99.7	99.7	99.7	99.7	99.7
水洗化人口 (人)	枚方市	308,799	319,817	332,919	341,703	347,254
	寝屋川市	237,949	229,208	232,836	233,893	234,086
水洗化率 (%)	枚方市	87.3	87.1	89.2	90.9	91.5
	寝屋川市	97.3	94.1	96.0	96.4	96.7

(注) 整備人口：公共下水道により汚水を処理することのできる区域の人口

水洗化人口：整備人口のうち公共下水道に接続している人口

資料：「平成18年度～平成22年度 大阪府統計年鑑」(大阪府)

表 4.1.16 流域下水道

全体計画

(平成23年1月末現在)

流域名	区域面積 (ha)	処理人口 (人)	処理水量 (m ³ /日)	水みらいセ ンター名	関係市町村
淀川左岸流 域下水道	5,882 (5,999)	451,400 (469,100)	318,600 (329,300)	渚	3市〔枚方市、交野市、(京 都府八幡市)〕
寝屋川北部 流域下水道	6,731	750,000	426,300	鴻池 なわて	9市〔大阪市、守口市、門 真市、寝屋川市、枚方市、 東大阪市、大東市、四条畷 市、交野市〕

(注) ()内は、京都府八幡市を含む値である。

都市別

(平成22年3月31日現在)

区分 都市名	全体計画区域		整備区域			流域名
	面積 (ha)	現在人口 (人)	面積 (ha)	整備人口 (人)	人口普及率	
枚方市	4,549	347,034	2,677	316,087	91.1	淀川左岸流 域下水道
	668	63,898	505	63,545	99.4	寝屋川北部流 域下水道
寝屋川市	2,400	242,801	2,073	242,148	99.7	寝屋川北部流 域下水道

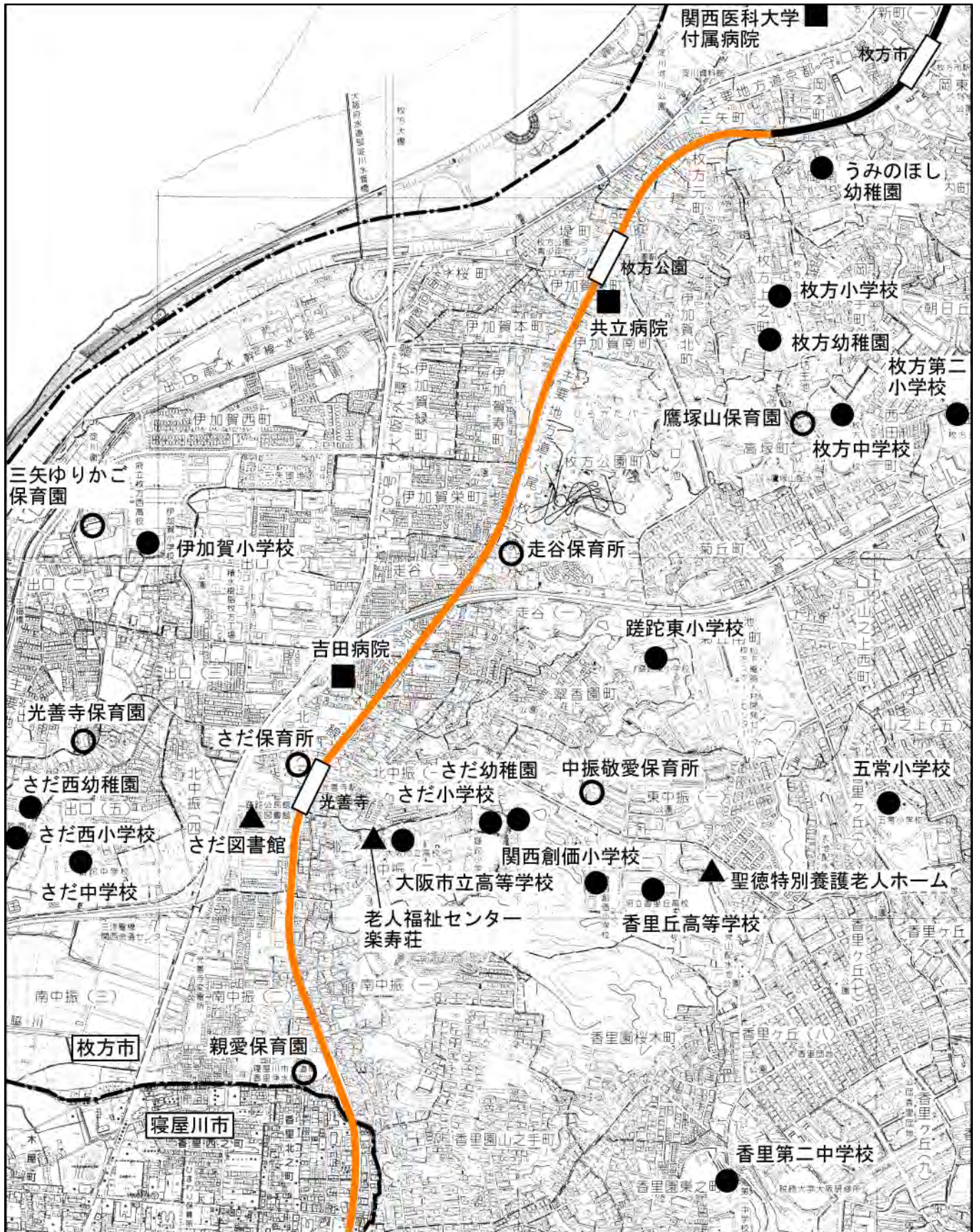
資料：「大阪府下水道統計」(平成23年3月、大阪府都市整備部下水道室)

4.1.6 環境保全上留意すべき施設

周辺地域の環境保全上留意すべき施設（学校、病院、幼稚園・保育所、老人ホーム等）は、表 4.1.17 及び図 4.1.4 に示すとおりであり、対象事業実施区域の近接地区にも環境保全上留意すべき施設が存在している。

表 4.1.17 周辺地域の環境保全上留意すべき施設

枚方市			
文教施設	枚方幼稚園	文教施設	大阪市立高等学校
	さだ西幼稚園		香里丘高等学校
	さだ幼稚園		さだ図書館
	うみのほし幼稚園	保育施設	さだ保育所
	枚方小学校		走谷保育所
	枚方第二小学校		三矢ゆりかご保育園
	さだ小学校		光善寺保育園
	五常小学校		親愛保育園
	さだ西小学校		鷹塚山保育園
	さだ東小学校		中振敬愛保育園
	伊加賀小学校		医療施設
	関西創価小学校	共立病院	
	香里第二中学校	吉田病院	
	枚方中学校	福祉施設	老人福祉センター楽寿荘
	さだ中学校		聖徳特別養護老人ホーム
寝屋川市			
文教施設	北幼稚園	文教施設	同志社香里高等学校
	木屋幼稚園		東図書館
	池田幼稚園	保育施設	ひまわり保育所
	寝屋川幼稚園		すみれ保育所
	恵愛幼稚園		なでしこ保育所
	成田幼稚園		さつき保育所
	香里幼稚園		さざんか保育所
	東小学校		アカシヤ保育園
	北小学校		きんもくせい保育園
	池田小学校		めぐみ保育園
	中央小学校		国松保育園
	三井小学校		たちばな会石津保育園
	木屋小学校		桜木保育園
	田井小学校		みつばち共同保育所
	国松緑丘小学校		本町保育園
	石津小学校		寝屋川東保育園
	第五小学校		医療施設
	大阪聖母学院小学校	青樹会病院	
	第一中学校	小松病院	
	第三中学校	星光病院	
	第六中学校	上山病院	
	友呂岐中学校	寝屋川ひかり病院	
	聖母女学院中学校	藤本病院	
	同志社香里中学校	福祉施設	特別養護老人ホーム香西園
	寝屋川高等学校		特別養護老人ホーム寝屋川石津園
	工業高等専門学校		特別養護老人ホーム寝屋川十字の園
	聖母女学院高等学校		特別養母老人ホーム香里寿苑



凡 例

- 幼稚園、小学校、中学校、高等学校
- 保育所（保育園）
- 病院
- ▲ 図書館、老人ホーム等
- 対象事業実施区域

資料：「e-地図ひらかた」（枚方市ホームページ）等より作成



1 : 15,000

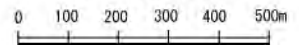
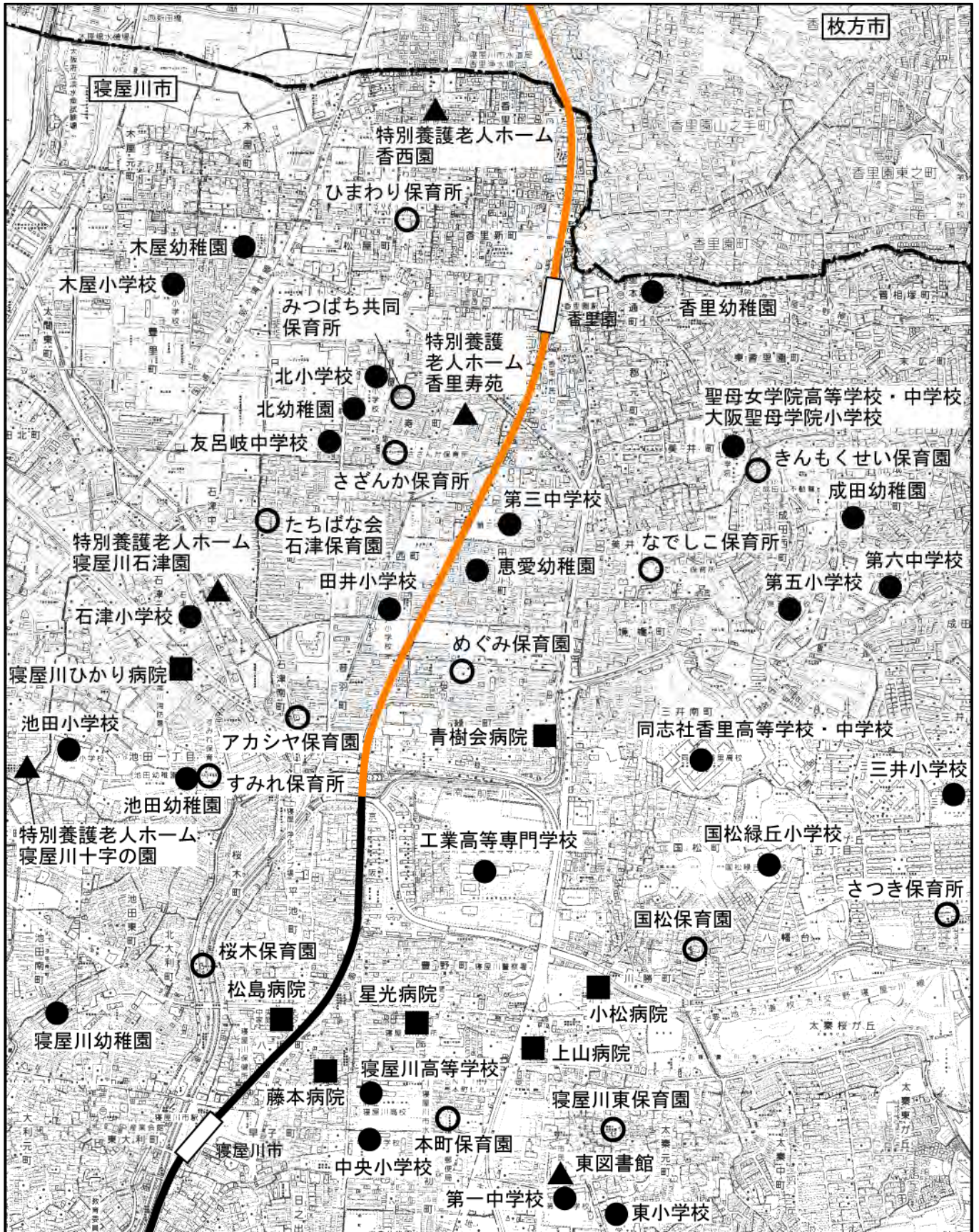


図 4.1.4(1) 周辺地域の環境保全上留意すべき施設（枚方市域）



凡 例

- 幼稚園、小学校、中学校、高等学校
- 保育所（保育園）
- 病院
- ▲ 図書館、老人ホーム等
- 対象事業実施区域

資料：「マップねやがわ」（寝屋川市）より作成



1 : 15,000

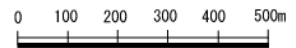


図 4.1.4(2) 周辺地域の環境保全上留意すべき施設（寝屋川市域）

4.1.7 廃棄物

枚方市及び寝屋川市のごみ排出量及び処理状況は、表 4.1.18 に示すとおりである。平成 20 年度ごみ総量は枚方市で約 142 千トン、寝屋川市で 89 千トンとなっている。また、処理状況では焼却処分が枚方市で 70%、寝屋川市で 72%となっており、大半が焼却処分されている。

表 4.1.18 ごみ排出量及び処理状況（平成 20 年度）

		枚方市	寝屋川市
人 口 (人)		410,522	243,428
排 出 量	生活系ごみ (t)	101,203	60,834
	1人1日当たりの排出量 (g/人日)	675	685
	事業系ごみ (t)	34,342	19,865
	1人1日当たりの排出量 (g/人日)	229	224
	ごみ総量 (t)	135,545	80,699
	1人1日当たりの排出量 (g/人日)	905	908
処 理 状 況	直接焼却量計 (t)	95,334	57,948
	焼却以外の中間処理量 (t)	16,779	11,672
	最終処分量計 (t)	12,349	12,331
	焼却施設からの埋立残渣量 (t)	12,349	10,928
	直接埋立量 (t)	0	0
	焼却以外の施設からの埋立残渣量 (t)	0	1,403
	資源化量 (t)	32,980	16,467

(注) 人口=住基台帳+外国人登録人口

ごみ総量=計画収集量+直接搬入量+集団回収量

1人1日当たりごみ排出量=ごみ総量 (g) ÷ 人口 ÷ 365

資料：「平成20年度 大阪府の一般廃棄物」（平成22年7月、大阪府環境農林水産部・大阪府健康福祉部）

4.1.8 関係法令による規制等

(1) 関係法令・条例・要綱に基づく規制・指導

(a) 大気汚染

(ア) 工場・事業場に係る規制

「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号）では、ばい煙発生施設について、ばい煙に係る排出基準、指定ばい煙（硫黄酸化物及び窒素酸化物）に係る総量規制基準とともに、これらの施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。また、一般粉じん発生施設については構造、使用、管理に関する基準とともに、特定粉じん発生施設については工場・事業場の敷地境界線における石綿濃度の許容限度とともに、それぞれの施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」（平成 6 年大阪府条例第 6 号）では、ばい煙（ばいじん、有害物質、炭化水素類）及び粉じん（一般粉じん、特定粉じん）を規制物質として定めており、これらを排出する施設のうち「大気汚染防止法」が適用されない施設に対しては、排出基準、設備・構造・使用・管理基準、原料使用基準等の基準とともに、これらの施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。

「枚方市公害防止条例」（昭和 46 年条例第 38 号）では、「大気汚染防止法」、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」が施設ごとの届出制であるのに対し、原動機的能力等について一定の要件を満たす工場等（工場及び事業場）について、その設置を全て許可制とし、施設等の変更についても原則として許可制（軽微なものを除く）としている。

(イ) 建設作業に係る規制

「大気汚染防止法」では、特定粉じん排出等作業（吹付け石綿等を使用した建築物の解体・改造・補修作業）について、作業基準とともに、作業の実施の際に届出が必要となることが定められている。

(ウ) 自動車排出ガスに係る規制

「大気汚染防止法」では、「自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度」（平成 7 年環境庁告示第 64 号）により、自動車排出ガスに係る許容限度が定められており、いわゆる単体規制が行われている。また、自動車排出ガスにより、道路の部分及びその周辺の区域における一酸化炭素の濃度が一定の限度を超えていると認める場合、都道府県知事または市町村長は、都道府県公安委員会に対し、「道路交通法」（昭和 35 年法律第 105 号）の規定による措置の要請を行うことができるとしている。

「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（平成4年法律第70号）（以下「自動車NO_x法」という。）では、自動車の交通が集中している地域で二酸化窒素に係る環境基準の確保が困難と認められる地域を特定地域として定めており、枚方市域及び寝屋川市域はその地域に該当している。「自動車NO_x法」では、特定地域における特定の種類の自動車（特定自動車）について、窒素酸化物の排出量に関する基準（特定自動車排出基準）が定められており、いわゆる車種規制が行われている。

さらに、大都市地域における窒素酸化物（NO_x）による大気汚染が依然として深刻な状況にあり、また、粒子状物質（PM）による浮遊粒子状物質の環境基準の達成状況も低いことから、平成13年6月に自動車NO_x法を改正し、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（自動車NO_x・PM法）が制定された。

この法律は、自動車交通が集中し、自動車排出ガス単体規制の強化などの従来の措置ではこれらの物質の環境基準の確保が困難な地域（対策地域）において、総量削減基本方針に基づき同物質の総量削減計画を策定することとなっている。大阪府では、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境基準の達成を目指した「大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」を平成15年7月に策定した。また、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づき、流入車規制が導入されている。流入車規制では、自動車NO_x・PM法の排出基準を満たさないトラック・バス等は対策地域内での発着ができないこととなっており、枚方市域及び寝屋川市域は、この対策地域に該当している。

「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（オフロード法）」（平成17年法律第51号）に基づく、「建設業に係る特定特殊自動車排出ガスの排出の抑制を図るための指針」により、ガソリンスタンド等で販売されている燃料の使用、定期的な点検整備、特定特殊自動車の運転・使用等の排出ガスの排出を抑制するための措置が示されている。

(b) 水質汚濁

(ア) 公共用水域に係る規制

「水質汚濁防止法」（昭和45年法律第138号）では、特定施設について、排水基準とともに、施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。

「瀬戸内海環境保全特別措置法」（昭和48年法律第110号）では、特定施設を設置する工場・事業場から公共用水域に排出される排水の1日当たりの最大量が50m³以上である場合、施設の設置、構造等の変更を行う際に許可が必要となることが定められている。

「水質汚濁防止法」及び「瀬戸内海環境保全特別措置法」では、「水質汚濁防止法」において規

定されている指定項目（化学的酸素要求量等）で表示した汚濁負荷量に係る総量規制基準が適用される。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、届出施設を設置する工場・事業場について、排水基準とともに、施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。

「枚方市公害防止条例」では、「水質汚濁防止法」などの公害関係の法律や「大阪府生活環境の保全等に関する条例」が施設ごとの届出制であるのに対し、原動機的能力等について一定の要件を満たす工場等（工場及び事業場）について、その設置を全て許可制とし、施設等の変更についても原則として許可制（軽微なものを除く）としている。また、1日の通常排水量が20m³以上30m³未満の工場等の排水に規制基準を設定している。

(1) 地下水の水質に係る規制

「水質汚濁防止法」では、有害物質使用特定施設を設置する工場・事業場に対して、有害物質を含む汚水の地下浸透を禁止している。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、届出施設を設置する工場・事業場に対して、有害物質を含む汚水の地下浸透を禁止している。

(c) 騒音

(7) 工場・事業場に係る規制

「騒音規制法」（昭和43年法律第98号）では、金属加工機械、空気圧縮機及び送風機などの特定施設を設置する工場・事業場について、表4.1.19に示す規制基準とともに、施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、工場・事業場（特定施設を設置するものを除く。）について、表4.1.19に示す規制基準が定められているとともに、金属加工機械、圧縮機及び送風機などの届出施設を設置する工場・事業場については、施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。

「枚方市公害防止条例」では、「騒音規制法」や「大阪府生活環境の保全等に関する条例」が施設ごとの届出制であるのに対し、原動機的能力等について一定の要件を満たす工場等（工場及び事業場）について、その設置を全て許可制とし、施設等の変更についても原則として許可制（軽微なものを除く）としている。

(1) 建設作業に係る規制

「騒音規制法」では、くい打機、くい抜き機及びバックホウを使用する作業などの特定建設作業について、表4.1.20に示す規制基準とともに、作業の実施の際に届出が必要となることが定められ

ている。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、「騒音規制法」に定める特定建設作業の他、コンクリートカッターを使用する作業等についても特定建設作業と定め、これらの作業について、表 4.1.20 に示す規制基準とともに、作業の実施の際に届出が必要となることが定められている。

(ウ) 自動車騒音に係る規制

「騒音規制法」では、自動車騒音に係る許容限度が定められており、いわゆる単体規制が行われている。また、自動車騒音が表 4.1.21 に示す限度を超えていることにより、道路の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認める場合、都道府県知事または市町村長は、都道府県公安委員会に対し、「道路交通法」の規定による措置（交通規制）の要請を行うことができるとしている。さらに、道路管理者又は関係行政機関の長に、道路構造の改善その他の自動車騒音の低減に資する事項について意見を述べるができるとしている。

(I) その他の規制等

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、商業宣伝を目的とした拡声機の使用の制限、深夜における音響機器（カラオケ）の使用の制限及び深夜における営業等の制限について、規制の措置が定められている。

「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について」（環大一第 174 号 平成 7 年 12 月 20 日 環境庁大気保全局長）は、生活環境を保全し、騒音問題が生じることを未然に防止する上で目標となる当面の指針を次の通り定めた。

新線	等価騒音レベル (L_{Aeq}) として、昼間 (7~22 時) については 60dB 以下、夜間 (22 時~翌日 7 時) については 55dB 以下とする。なお、住居専用地域等居住環境を保護すべき地域に当たっては一層の低減に努めること。
大規模改良線	騒音レベルの状況を改良前より改善すること。

環境庁は、各都道府県・政令指定都市に対して本指針を在来鉄道の新設又は大規模改良に係る環境影響評価に際し活用するなどの点を求めるとともに、関係省庁にこの旨を依頼している。

表 4.1.19 騒音規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく規制基準

〔昭和43年厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第1号
 昭和49年大阪府告示第949号、平成6年大阪府規則第81号
 平成13年枚方市告示第106号、平成13年寝屋川市告示第54号〕

時間の区分 区域の区分		朝	昼 間	夕	夜 間
		〔午前6時から 午前8時まで〕	〔午前8時から 午後6時まで〕	〔午後6時から 午後9時まで〕	〔午後9時から翌日 の午前6時まで〕
第一種区域		45 デシベル	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第二種区域		50 デシベル	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第三種区域		60 デシベル	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル
第四種区域	既設の学校、保育所等の 周囲50メートルの区域及び 第二種区域の境界線から 15メートル以内の区域	60 デシベル	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル
	その他の区域	65 デシベル	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル

- (注) 1. 測定点は、工場又は事業場の敷地境界線上とする。ただし、敷地境界線上において測定することが適当でない認められる場合は、敷地境界線以遠の任意の地点において測定することができるものとする。
2. 区域の区分は、以下に示すとおりである。
- 第一種区域：第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域
 - 第二種区域：第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域、並びに用途地域の指定のない地域（工業用の埋立地を除く。）のうち第四種区域に該当する地域以外の地域
 - 第三種区域：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域のうち第四種区域に該当する地域以外の地域
 - 第四種区域：工業地域及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成6年大阪府規則第81号）第53条第2号に掲げる地域
3. 「既設の学校、保育所等」とは、学校、保育所、病院及び取用施設を有する診療所であって、第四種区域及びその周辺50メートルの区域内に昭和45年4月1日において既に設置されているもの（同日において既に着工されているものを含む。）をいう。
4. この表は建設工事に伴って発生する騒音並びに航空機騒音及び鉄軌道の運行に伴って発生する騒音については適用しないものとする。

表 4.1.21 騒音規制法に基づく自動車騒音の限度

〔平成12年総理府令第15号
 平成12年大阪府公告第41号
 平成13年枚方市公告第7号
 平成13年寝屋川市告示第57号〕

時間の区分 区域の区分		昼 間	夜 間
		〔午前6時から 午後10時まで〕	〔午後10時から翌日 の午前6時まで〕
1	a 区域及びb 区域のうち1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
2	a 区域のうち2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
3	b 区域のうち2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

- (注) 1. 区域の区分は、以下に示すとおりである。
- a 区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
 - b 区域：第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに用途地域の指定のない地域
 - c 区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域
2. 上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路（道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあつては4車線以上の車線を有する区間に限る。）並びに道路運送法第2条第8項に規定する一般自動車道であつて都市計画法施行規則第7条第1号に規定する自動車専用道路をいう。）に近接する区域（2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。）に係る限度は、上表にかかわらず、昼間においては75デシベル、夜間においては70デシベルとする。

表 4.1.20 騒音規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例による特定建設作業の規制基準

昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号、昭和 43 年政令第 324 号
 昭和 49 年大阪府公告第 92 号、平成 6 年大阪府規則第 81 号
 平成 13 年枚方市公告第 6 号、平成 13 年寝屋川市告示第 56 号

適用	特定建設作業の種類	敷地境界線における音量	作業禁止時間		1 日における延作業時間		同一場所における作業期間		作業禁止日
			1 号区域	2 号区域	1 号区域	2 号区域	1 号区域	2 号区域	
法 ・ 条 例	1. くい打機（もんけんを除く）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業（くい打機をアースオーガと併用する作業を除く）	85 デ シ ベ ル	19 時 ～ 翌 日 の 7 時	22 時 ～ 翌 日 の 6 時	10 時 間 以 内	14 時 間 以 内	連 続 6 日 以 内	日 曜 日 及 び 休 日	
	2. びょう打機を使用する作業								
	3. さく岩機を使用する作業*								
	4. 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が 15 キロワット以上のものに限る）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く）								
	5. コンクリートプラント（混練機の混練容量が 0.45m ³ 以上のものに限る）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が 200 kg 以上のものに限る）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く）								
	6. バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境庁長官が指定するものを除き、原動機の定格出力が 80 キロワット以上のものに限る）を使用する作業								
	7. トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境庁長官が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70 キロワット以上のものに限る）を使用する作業								
	8. ブルドーザ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境庁長官が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40 キロワット以上のものに限る）を使用する作業								
条 例	9. 6、7 又は 8 に規定する作業以外のショベル系掘削機械（原動機の定格出力が 20 キロワットを超えるものに限る）、トラクターショベル又はブルドーザを使用する作業								
	10. コンクリートカッタを使用する作業*								
	11. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業								

(注) 1. *は、作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限ることを示す。
 2. 第 1 号区域とは、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、及び用途地域の指定のない地域（工業用の埋立地を除く。）のうち第 2 号区域に該当する地域以外の地域、並びに工業地域及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」第 53 条第 2 号に掲げる地域のうち学校、保育所、病院、収容施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲 80 メートルの区域内の地域を示す。
 3. 第 2 号区域とは、工業地域及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」第 53 条第 2 号に掲げる地域のうち第 1 号区域に該当する地域以外の地域を示す。
 4. 災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合等には、作業時間等の適用除外が設けられている。
 5. 適用の欄の法とは「騒音規制法」を、条例とは「大阪府生活環境の保全等に関する条例」をそれぞれ示す。

(d) 振 動

(ア) 工場・事業場に係る規制

「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号）では、金属加工機械及び圧縮機などの特定施設を設置する工場・事業場について、表 4.1.22 に示す規制基準とともに、施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、工場・事業場（特定施設を設置するものを除く。）について、表 4.1.22 に示す規制基準が定められているとともに、金属加工機械及び圧縮機などの届出施設を設置する工場・事業場については、施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。

「枚方市公害防止条例」では、「振動規制法」や「大阪府生活環境の保全等に関する条例」が施設ごとの届出制であるのに対し、原動機的能力等について一定の要件を満たす工場等（工場及び事業場）について、その設置を全て許可制とし、施設等の変更についても原則として許可制（軽微なものを除く）としている。

(イ) 建設作業に係る規制

「振動規制法」では、くい打機及びくい抜き機を使用する作業などの特定建設作業について、表 4.1.22 に示す規制基準とともに、作業の実施の際に届出が必要となることが定められている。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、「振動規制法」に定める特定建設作業の他、ブルドーザ、トラクターショベル又はショベル系掘削機械を使用する作業を特定建設作業と定め、これらの作業について表 4.1.23 に示す規制基準とともに、作業の実施の際に届出が必要となることが定められている。

(ウ) 道路交通振動に係る規制

「振動規制法」では、道路交通振動が表 4.1.24 に示す限度を超えていることにより、道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認める場合、都道府県知事または市町村長は、道路管理者に対し当該道路の道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置の要請、又は都道府県公安委員会に対し「道路交通法」の規定による措置（交通規制）の要請を行うことができるとしている。

表 4.1.22 振動規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく規制基準

〔昭和51年環境庁告示第90号、昭和52年大阪府告示第1489号
平成6年大阪府規則第81号、平成13年枚方市告示第107号
平成13年枚方市告示第108号、平成13年寝屋川市告示第55号〕

区域の区分		時間の区分	
		昼 間 〔午前6時から 午後9時まで〕	夜 間 〔午後9時から翌日 の午前6時まで〕
第一種区域		60 デシベル	55 デシベル
第二種区域（Ⅰ）		65 デシベル	60 デシベル
第二種区域（Ⅱ）	既設の学校、保育所等の敷地の周囲50メートルの区域及び第一種区域の境界線から15メートル以内の地域	65 デシベル	60 デシベル
	その他の区域	70 デシベル	65 デシベル

- (注) 1. 測定場所は、原則として工場又は事業場の敷地境界線とする。
 2. 区域の区分は、以下に示すとおりである。
 第一種区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域、並びに用途地域の指定のない地域（工業用の埋立地を除く。）のうち第二種区域（Ⅱ）に該当する地域以外の地域
 第二種区域（Ⅰ）：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域のうち第二種区域（Ⅱ）に該当する地域以外の地域
 第二種区域（Ⅱ）：工業地域及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」第53条第2号に掲げる地域
 3. 「既設の学校、保育所等」とは、学校、保育所、病院、収用施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームであって、昭和52年12月1日において既に設置されているもの（同日において既に着工されているものを含む。）をいう。
 4. この表は、建設工事に伴って発生する振動及び鉄軌道の運行に伴って発生する振動については適用しないものとする。

表 4.1.23 振動規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例による特定建設作業の規制基準

〔昭和51年総理府令第58号、昭和51年政令第280号
昭和52年大阪府告示第303号、平成6年大阪府規則第81号
平成13年枚方市告示第8号、平成13年寝屋川市告示第58号〕

適用	特定建設作業の種類	敷地境界線における振動の大きさ	作業禁止時間		1日における延作業時間		同一場所における作業期間		業 止 作 禁 日
			1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	
法 ・ 条 例	1. くい打機(もんけんを除く)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く)を使用する作業(くい打機をアースオーガと併用する作業を除く)	75 デ シ ベル	19 時 ～ 翌 日 の 7 時	22 時 ～ 翌 日 の 6 時	10 時 間 以 内	14 時 間 以 内	連 続 6 日 以 内		日 曜 日 及 び 休 日
	2. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業								
	3. 舗装版破砕機を使用する作業*								
	4. ブレーカ(手持式のものを除く)を使用する作業*								
5. ブルドーザ、トラクターショベル又はショベル系掘削機械を使用する作業									

- (注) 1. *は、作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限ることを示す。
 2. 第1号区域とは、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び用途地域の指定のない地域（工業用の埋立地を除く。）のうち第2号区域に該当する地域以外の地域、並びに工業地域及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」第53条第2号に掲げる地域のうち学校、保育所、病院、収用施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートルの区域内の地域を示す。
 3. 第2号区域とは、工業地域及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」第53条第2号に掲げる地域のうち第1号区域に該当する地域以外の地域を示す。
 4. 災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合等には、作業時間等の適用除外が設けられている。
 5. 適用の欄の法とは「振動規制法」を、条例とは「大阪府生活環境の保全等に関する条例」をそれぞれ示す。

表 4.1.24 振動規制法に基づく道路交通振動の限度

昭和 51 年総理府令第 58 号
 昭和 52 年大阪府公告第 304 号
 平成 13 年枚方市公告第 9 号
 平成 13 年寝屋川市告示第 59 号

時間の区分 区域の区分	昼 間 〔午前 6 時から午後 9 時まで〕	夜 間 〔午後 9 時から翌日の午前 6 時まで〕
第一種区域	65 デシベル	60 デシベル
第二種区域	70 デシベル	65 デシベル

(注) 区域の区分は、以下に示すとおりである（ただし、工業専用地域、大阪国際空港の敷地、工業用の埋立地のうち用途地域の指定のない地域を除く）。
 第一種区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域、並びに用途地域の指定のない地域
 第二種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

(e) 悪 臭

「悪臭防止法」（昭和 46 年法律第 91 号）では、生活環境を損なうおそれのある悪臭物質（アンモニア、硫化水素及びトルエン等 22 物質）について、表 4.1.25 に示す規制基準（事業場の敷地境界線の地表における基準）が定められている。

表 4.1.25 悪臭防止法に基づく規制基準

昭和 47 年総理府令第 39 号
 昭和 48 年大阪府告示第 507 号
 平成 13 年枚方市告示第 109 号
 平成 13 年寝屋川市告示第 60 号

悪臭物質の種類	規 制 基 準
アンモニア	大気中における含有率が1,000,000分の 1
メチルメルカプタン	同 1,000,000分の 0.002
硫化水素	同 1,000,000分の 0.02
硫化メチル	同 1,000,000分の 0.01
二硫化メチル	同 1,000,000分の 0.009
トリメチルアミン	同 1,000,000分の 0.005
アセトアルデヒド	同 1,000,000分の 0.05
プロピオンアルデヒド	同 1,000,000分の 0.05
ノルマルブチルアルデヒド	同 1,000,000分の 0.009
イソブチルアルデヒド	同 1,000,000分の 0.02
ノルマルバレルアルデヒド	同 1,000,000分の 0.009
イソバレルアルデヒド	同 1,000,000分の 0.003
イソブタノール	同 1,000,000分の 0.9
酢酸エチル	同 1,000,000分の 3
メチルイソブチルケトン	同 1,000,000分の 1
トルエン	同 1,000,000分の10
スチレン	同 1,000,000分の 0.4
キシレン	同 1,000,000分の 1
プロピオン酸	同 1,000,000分の 0.03
ノルマル酪酸	同 1,000,000分の 0.001
ノルマル吉草酸	同 1,000,000分の 0.0009
イソ吉草酸	同 1,000,000分の 0.001

(f) 土壌汚染

「土壌汚染対策法」（平成14年法律第53号）では、特定有害物質（鉛、砒素等25物質）による汚染状態が基準に適合しない土地を所有する者等に対して、汚染の除去、拡散の防止、その他必要な措置を講じることとしている。大阪府では、「土壌汚染対策法」に加えて府域の土壌汚染に対応し、土壌汚染による府民の健康影響を防止するため、土壌汚染に関する規制等の規定を追加した「大阪府生活環境の保全等に関する条例」を平成16年1月に施行している。調査対象物質として土壌汚染対策法の特定有害物質にダイオキシン類を追加し、これらを合わせて管理有害物質としている。

表 4.1.26 管理有害物質及び基準値

分類	項目	含有量基準 (指定基準) [mg/kg]	溶出量基準 (指定基準) [mg/L]	第二溶出量基準 (指定基準) [mg/L]	
管理有害物質（大阪府生活環境の保全等に関する条例）	揮発性有機化合物 〔第1種特定有害物質〕	四塩化炭素	—	0.002以下	0.02以下
		1,2-ジクロロエタン	—	0.004以下	0.04以下
		1,1-ジクロロエチレン	—	0.02以下	0.2以下
		シス-1,2-ジクロロエチレン	—	0.04以下	0.4以下
		1,3-ジクロロプロペン	—	0.002以下	0.02以下
		ジクロロメタン	—	0.02以下	0.2以下
		テトラクロロエチレン	—	0.01以下	0.1以下
		1,1,1-トリクロロエタン	—	1以下	3以下
		1,1,2-トリクロロエタン	—	0.006以下	0.06以下
		トリクロロエチレン	—	0.03以下	0.3以下
		ベンゼン	—	0.01以下	0.1以下
	重金属等 〔第2種特定有害物質〕	カドミウム及びその化合物	カドミウム 150以下	カドミウム 0.01以下	カドミウム 0.3以下
		六価クロム化合物	六価クロム 250以下	六価クロム 0.05以下	六価クロム 1.5以下
		シアン化合物	遊離シアン 50以下	シアンが検出されないこと	シアン 1.0以下
		水銀およびその化合物	水銀15以下	水銀0.0005以下	水銀0.005以下
		うちアルキル水銀		検出されないこと	検出されないこと
		セレン及びその化合物	セレン150以下	セレン0.01以下	セレン0.3以下
		鉛及びその化合物	鉛150以下	鉛0.01以下	鉛0.3以下
		砒素及びその化合物	砒素150以下	砒素0.01以下	砒素0.3以下
		ふっ素及びその化合物	ふっ素4000以下	ふっ素0.8以下	ふっ素24以下
	ほう素及びその化合物	ほう素4000以下	ほう素1以下	ほう素30以下	
	農薬等 〔第3種特定有害物質〕	シマジン	—	0.003以下	0.03以下
		チウラム	—	0.006以下	0.06以下
		チオベンカルブ	—	0.02以下	0.2以下
		P C B	—	検出されないこと	0.003以下
		有機りん化合物	—	検出されないこと	1以下
	ダイオキシン類		1000pg-TEQ/g以下	—	—

(注) mg/kg (土壌1キログラムにつきミリグラム) mg/L (検液1リットルにつきミリグラム)
pg-TEQ/g (土壌1gにつきピコグラム [2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン毒性換算値])

(g) 地盤沈下

「工業用水法」（昭和 31 年法律第 146 号）では、工業用水としての地下水の採取について許可等が必要とされており、寝屋川市域では三井南町及び大字太秦を通過する一般国道 170 号以西の地域が規制地域に該当している。枚方市は、規制地域に該当していない。

「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和 37 年法律第 100 号）では、冷暖房設備、水洗便所、洗車設備及び公衆浴場の用に供される建築物用の地下水の採取について許可等が必要とされているが、枚方市及び寝屋川市は規制地域に該当していない。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、給水人口 5,000 人以上の水道事業用の地下水の採取について許可等が必要とされており、寝屋川市域では一般国道 170 号以西で一般国道 163 号以北の地域、一般国道 163 号以南の地域がそれぞれ規制地域に該当している。枚方市は、規制地域に該当していない。

「枚方市公害防止条例」では、地下水の採取を許可制としている。

(h) 日照阻害

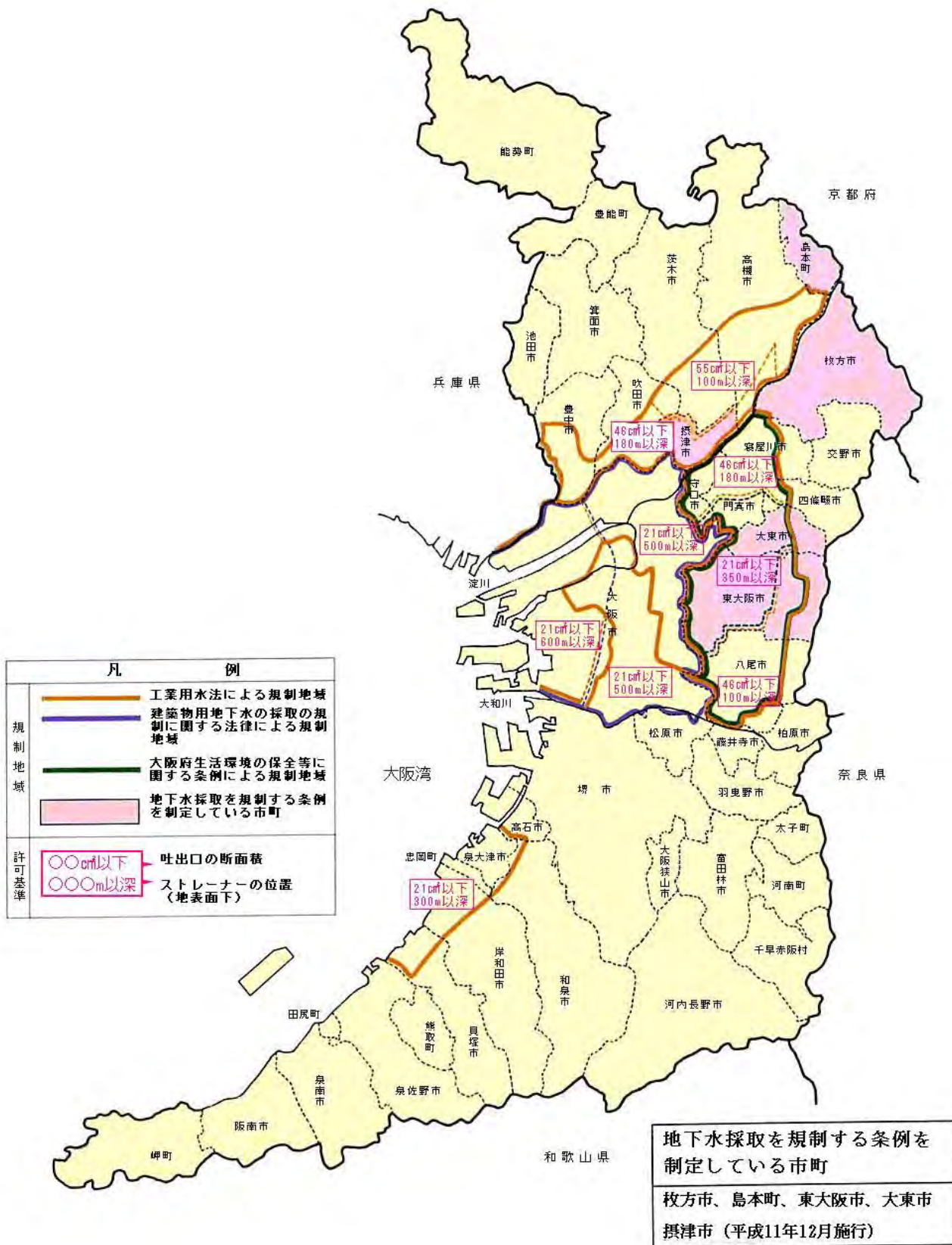
「建築基準法」（昭和 25 年法律第 201 号）では、日照を確保するため中高層の建築物の高さの制限について規定しており、「大阪府建築基準法施行条例」（昭和 46 年大阪府条例第 4 号）では、その対象区域及び日影時間（冬至日の真太陽時による午前 8 時から午後 4 時まで）を指定している。

また、枚方市では「枚方市開発事業等の手続等に関する条例」（平成 17 年枚方市条例第 46 号）で日影時間が定められている。

(i) 自然環境（動植物、人と自然との触れ合いの場）

枚方市及び寝屋川市の自然環境関係法令に基づく地域指定状況は、表 4.1.28 に示すとおりである。対象事業実施区域は「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号）に基づく枚方特定猟具使用禁止区域及び寝屋川市特定猟具使用禁止区域に指定されており、周辺地域の淀川は淀川鳥獣保護区として指定されている。

また、周辺地域には「生産緑地法」による生産緑地地区、「森林法」による保安林、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」による急傾斜地崩壊危険区域が存在する。



資料：エコギャラリー おおさかの環境ホームページ

図 4.1.5 法律、条例による地下水採取規制図

表 4.1.27 日影時間

「建築基準法」(昭和25年法律第201号)
 「大阪府建築基準法施行条例」(昭和46年大阪府条例第4号)

地域	制限を受ける建築物	平均地盤面からの高さ	容積率による区域の区分	敷地境界線からの水平距離が10メートル以内の範囲における日影時間	敷地境界線からの水平距離が10メートルを超える範囲における日影時間
第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域	軒の高さが7メートルを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物	1.5メートル	5/10又は6/10の区域	3時間	2時間
			8/10又は10/10の区域	4時間(外壁の後退距離の限度が1.0メートルの区域で第一種高度地区であるもの又はその限度が1.5メートルにあっては、3時間)	2.5時間(外壁の後退距離の限度が1.0メートルの区域で第一種高度地区であるもの又はその限度が1.5メートルにあっては2時間)
			15/10の区域	5時間(第一種高度地区にあっては4時間)	3時間(第一種高度地区にあっては2.5時間)
			20/10の区域	5時間	3時間
第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域	高さが10メートルを超える建築物	4メートル	10/10の区域又は15/10の区域	3時間	2時間
			20/10の区域	4時間(第一種高度地区にあっては3時間)	2.5時間(第一種高度地区にあっては2時間)
			30/10の区域	5時間	3時間
第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域	高さが10メートルを超える建築物	4メートル	20/10の区域	5時間(第一種高度地区にあっては4時間)	3時間(第一種高度地区にあっては2.5時間)
用途地域の指定のない区域	高さが10メートルを超える建築物	4メートル	—	4時間	2.5時間

「枚方市開発事業等の手続等に関する条例施行規則」(枚方市規則第53号)

用途地域	測定地点		日影時間
	平均地盤面からの高さ	敷地境界線からの水平距離	
第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域	1.5メートル	5メートルを超え、かつ、10メートル以内の範囲	4時間
		10メートルを超える範囲	2.5時間
第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域	4メートル	5メートルを超え、かつ、10メートル以内の範囲	4時間(第一種高度地区にあっては3時間)
		10メートルを超える範囲	2.5時間(第一種高度地区にあっては2時間)
第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び準工業地域	4メートル	5メートルを超え、かつ、10メートル以内の範囲	5時間
		10メートルを超える範囲	3時間
用途地域の指定のない区域	4メートル	5メートルを超え、かつ、10メートル以内の範囲	4時間
		10メートルを超える範囲	2.5時間

- (注) 1. この表において「用途地域」とは、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域をいう。
 2. この表において「平均地盤面からの高さ」とは、当該建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面からの高さをいう。
 3. この表における日影時間の測定時期は、冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間とする。

表 4.1.28 自然環境関係法令に基づく地域指定状況

地域及びその他の対象		指定の有無			関係法令等	備考
		枚方市	寝屋川市	周辺地域		
自然公園	国立公園	×	×	×	自然公園法	
	国定公園	×	×	×		
	府立自然公園	×	×	×	大阪府立自然公園条例	
自然環境 保全地域 及び緑地 保全地域	原生自然環境保 全地域	×	×	×	自然環境保全法	
	自然環境保全地 域	×	×	×		
	近郊緑地保全区 域	○	×	×	近畿圏の保全区域の整備に 関する法律	金剛生駒近郊緑 地保全区域
	自然環境保全地 域	×	×	×	大阪府自然環境保全条例	
	緑地環境保全地 域	×	×	×		
自然遺産		×	×	×	世界の文化遺産及び自然遺 産の保護に関する条例（世 界遺産条例）	
緑地	緑地保全地区	×	×	×	都市緑地法	
	緑地協定	×	×	×		
	生産緑地地区	○	○	○	生産緑地法	
動植物保 護	生息地等保護区	×	×	×	絶滅のおそれのある野生動 植物の種の保存に関する法 律	
	鳥獣保護区	○	○	○	鳥獣の保護及び狩猟の適正 化に関する法律	淀川鳥獣保護区
	休猟区	×	×	×		
	特定猟具使用禁 止区域(銃)	○	○	○		枚方特定猟具使 用禁止区域、寝 屋川市特定猟具 使用禁止区域
	登録簿に掲げら れる湿地の区域	×	×	×	特に水鳥の生息地として国 際的に重要な湿地に関する 条約（ラムサール条約）	
国土防災	保安林	○	×	○	森林法	
	風致地区	×	×	×	都市計画法	
	砂防指定地	○	○	×	砂防法	
	警戒区域・特別 警戒区域（急傾 斜地の崩壊）	○	○	×	土砂災害警戒区域等におけ る土砂災害防止対策の推進 に関する法律	
	急傾斜地崩壊危 険区域	○	×	○	急傾斜地の崩壊による災害 の防止に関する法律	
	地すべり防止区 域	○	×	×	地すべり等防止法	

(j) 景 観

「大阪府景観条例」（平成 10 年大阪府条例第 44 号）では、景観形成地域ごとの景観形成方針及び景観指導基準とともに、一定規模以上の特定行為について届出が必要となることが定められている。また、景観形成地域内の美観誘導区域については、美観誘導指針とともに、特定行為について届出が必要となることが定められている。

平成 17 年 6 月の「景観法」の全面施行を受け、大阪府では、広域的な行政主体の立場から、大阪の骨格を形成するような景観を有する区域について、景観行政団体となった市町の区域や市独自の景観条例により届出制度を実施している区域を除き、「大阪府景観計画」を平成 20 年 10 月に定めている。

景観計画は、景観計画区域について、建築物等の形態・色彩、敷地内の緑化、屋上設備、屋外設備、ゴミ置場、駐車場や駐輪場など、敷地の外から見えるものに対する配慮について定めている。

対象事業実施区域の寝屋川市は、市独自の景観条例により届出制度を実施している。枚方市には要綱により届出制度を実施している。

枚方市では、都市景観の保全を進めるため、平成 6 年 3 月に「枚方市都市景観基本計画」が策定され、さらに優れた都市景観の形成に向けて積極的に取り組んでいくために、平成 11 年 1 月から「枚方市都市景観形成要綱」が施行されている。

枚方市では、昭和 59 年 10 月に市制 35 年を記念して枚方八景が制定されている。

- | | | |
|----------|----------|----------|
| ・淀川の四季 | ・樟葉宮跡の杜 | ・牧野の桜 |
| ・山田池の月 | ・国見山の展望 | ・百済寺跡の松風 |
| ・万年寺山の緑陰 | ・香里団地の並木 | |

寝屋川市では、平成 21 年 1 月に新寝屋川八景が制定されている。

- | | |
|-----------------------|------------------------|
| ・「広大で自然豊かな」淀川河川公園 | ・「木漏れ日溢れる憩いの場」寝屋川公園 |
| ・「古の歴史・ロマンへの誘い」太秦高塚古墳 | ・「四季いろどりの散歩道」友呂岐緑地 |
| ・「近代的な駅舎との融合」萱島駅のくすのき | ・「香りの丘」成田山不動尊 |
| ・「寝屋川のえべっさん」ねや川戎 | ・「故郷伝承・はちかづきの里」寝屋のまちなみ |

枚方市と寝屋川市の景観八景の位置は、図 4.1.6 に示すとおりである。

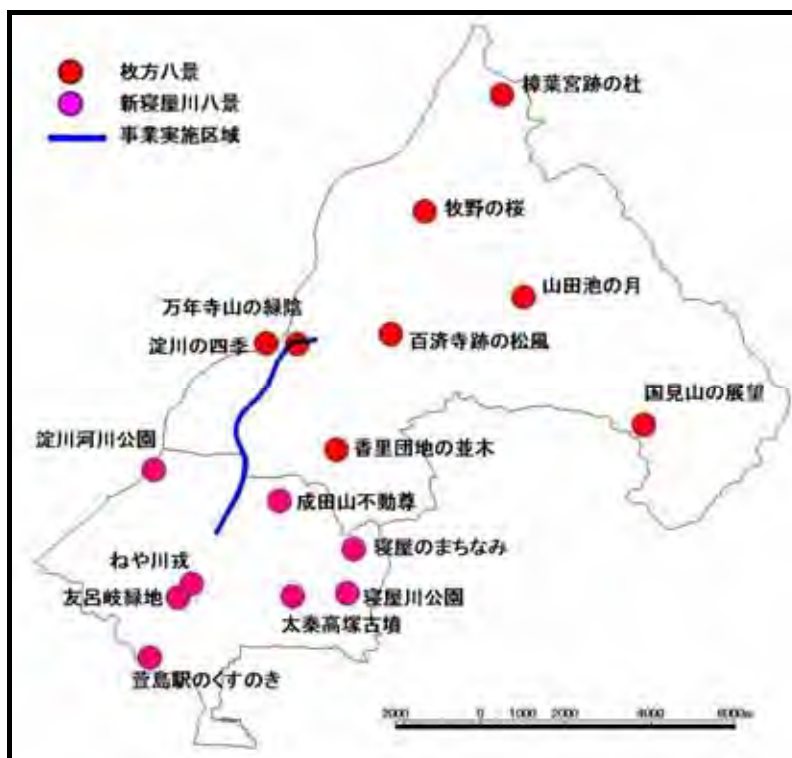


図 4.1.6 枚方八景及び新寝屋川八景

(k) 文化財

「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号）では、埋蔵文化財の調査以外の目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘する場合及び周知の埋蔵文化財包蔵地外で遺跡と認められるものを発見した場合には、それぞれ文化庁長官に通知・届出しなくてはならないことが定められている。

(2) 環境基準

(a) 大気汚染

大気の汚染に係る環境基準（昭和 48 年環境庁告示第 25 号、昭和 53 年環境庁告示第 38 号、平成 9 年環境庁告示第 4 号）は表 4.1.29 に、環境基準の評価方法は表 4.1.30 にそれぞれ示すとおりである。

表 4.1.29 大気汚染に係る環境基準

昭和 48 年環境庁告示第 25 号 平成 9 年環境庁告示第 4 号
 昭和 53 年環境庁告示第 38 号 平成 21 年環境庁告示第 33 号

物質	環境上の条件	測定方法
二酸化いおう	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ 1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ 1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ 1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。	ろ過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
ベンゼン	1 年平均値が 0.003 mg/m ³ 以下であること。	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.2 mg/m ³ 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2 mg/m ³ 以下であること。	
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15 mg/m ³ 以下であること。	
微小粒子状物質	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。	微小粒子状物質による大気汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において、濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法

- (注) 1. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10 μm 以下のものをいう。
 2. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
 3. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5 μm の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

表 4.1.30 環境基準の評価方法

物質	評価方法	
二酸化いおう 一酸化炭素 浮遊粒子状物質 光化学オキシダント	短期的評価	連続してまたは随時に行った測定結果により、測定を行った日または時間について環境基準の評価を行うものとする。 なお、1 日平均値の評価にあたっては、1 時間値の欠測（評価対象としない測定値を含む。）が 1 日（24 時間）のうち 4 時間を超える場合には、評価の対象としないものとする。
二酸化いおう 一酸化炭素 浮遊粒子状物質	長期的評価	年間にわたる 1 日平均値である測定値（評価対象としない測定値は除く。）につき、測定値の高い方から 2% の範囲にあるもの（365 日分の測定値がある場合は 7 日分の測定値）を除外して評価を行うものとする。ただし、1 日平均値につき環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合には、このような取扱いは行わないこととして、その評価を行うものとする。
二酸化窒素	長期的評価	年間における 1 日平均値のうち、低い方から 98% に相当するもの（以下「1 日平均値の年間 98% 値」と呼ぶ。）が 0.06ppm 以下であることで評価を行う。ただし、1 日平均値の年間 98% 値の算定に当たっては、1 時間値の欠測が 4 時間を越える測定日の 1 日平均値は、用いないものとする。
ベンゼン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン ジクロロメタン	年平均値評価	同一地点における 1 年平均値と認められる値との比較によってその評価を行うものとする。
微小粒子状物質	長期的評価	測定結果の年平均値を 1 年平均値に係る基準値と比較する。また、測定結果の 1 日平均値のうち年間 98% 値を 1 日平均値に係る基準値と比較する。

(b) 水質汚濁

水質汚濁に係る環境基準（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）のうち、人の健康の保護に関する環境基準は表 4.1.31 に、生活環境の保全に関する環境基準（河川）は表 4.1.32 に、表 4.1.32 に対応する周辺地域の水域類型の指定状況は表 4.1.33 に、地下水の水質汚濁に係る環境基準（平成 9 年環境庁告示第 10 号）は表 4.1.34 にそれぞれ示すとおりである。

表 4.1.31 水質汚濁（人の健康の保護）に関する環境基準

〔昭和 46 年環境庁告示第 59 号〕

	項 目	基 準 値
1	カドミウム	0.003 mg/L以下
2	全シアン	検出されないこと
3	鉛	0.01 mg/L以下
4	六価クロム	0.05 mg/L以下
5	砒素	0.01 mg/L以下
6	総水銀	0.0005mg/L以下
7	アルキル水銀	検出されないこと
8	P C B	検出されないこと
9	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下
10	四塩化炭素	0.002 mg/L以下
11	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下
12	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下
13	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下
14	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
15	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
16	トリクロロエチレン	0.03 mg/L以下
17	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
18	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
19	チウラム	0.006 mg/L以下
20	シマジン	0.003 mg/L以下
21	チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
22	ベンゼン	0.01 mg/L以下
23	セレン	0.01 mg/L以下
24	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
25	ふっ素	0.8 mg/L以下
26	ほう素	1 mg/L以下
27	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下

(注) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。

表 4.1.32 水質汚濁（生活環境の保全(河川)）に係る環境基準

〔昭和 46 年環境庁告示第 59 号〕

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50MPN/100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1000MPN/100 mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	5000MPN/100 mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/L 以上	—

(注) 基準値は、日間平均値とする。

項目	水生生物の生息状況の適応性	基準値	
		全亜鉛	ノニルフェノール
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下

(注) 基準値は、年間平均値とする。

表 4.1.33 周辺地域の水域類型の指定状況

区分	水域（範囲）	水質		水生生物	
		該当類型	達成期間	該当類型	達成期間
淀川	淀川下流(1) (宇治川合流点から長柄堰まで)	B	ハ	B	イ
	天野川 (奈良県界より下流)	B	ハ	B	イ
寝屋川	寝屋川(1) (住道大橋より上流)	C	イ	B	ロ

(注) 達成期間の分類は、次のとおりとする。

- イ：直ちに達成
- ロ：5年以内に可及的速やかに達成
- ハ：5年を越える期間で可及的速やかに達成

表 4.1.34 地下水の水質汚濁に係る環境基準（健康項目）

〔平成9年環境庁告示第10号〕

	項 目	基 準 値
1	カドミウム	0.003 mg/L以下
2	全シアン	検出されないこと
3	鉛	0.01 mg/L以下
4	六価クロム	0.05 mg/L以下
5	砒素	0.01 mg/L以下
6	総水銀	0.0005mg/L以下
7	アルキル水銀	検出されないこと
8	P C B	検出されないこと
9	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下
10	四塩化炭素	0.002 mg/L以下
11	塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L以下
12	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下
13	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下
14	1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下
15	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
16	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
17	トリクロロエチレン	0.03 mg/L以下
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
19	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
20	チウラム	0.006 mg/L以下
21	シマジン	0.003 mg/L以下
22	チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
23	ベンゼン	0.01 mg/L以下
24	セレン	0.01 mg/L以下
25	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
26	ふっ素	0.8 mg/L以下
27	ほう素	1 mg/L以下
28	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下

(注) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。

(c) 騒音

騒音に係る環境基準（平成10年環境庁告示第64号）は表4.1.35に、地域の類型指定は表4.1.36にそれぞれ示すとおりである。

表 4.1.35 騒音に係る環境基準（平成 10 年環境庁告示第 64 号）

1 環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型を当てはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A及びB	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

- (注) 1. 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
2. AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
3. Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
4. Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
5. Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

(注) 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間¹⁾については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

- (注) 1) 「騒音に係る環境基準の改正について」（平成10年環大企第257号）によると、「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。
- 道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る）。
 - 前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路。
- また、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、車線数の区分に応じ、道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。
- 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：15メートル
 - 2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路：20メートル

基準値	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	

2 1の環境基準の基準値は、次の方法により評価した場合における値とする。

- 評価は、個別の住居等が影響を受ける騒音レベルによることを基本とし、住居等の用に供される建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルによって評価するものとする。
この場合において屋内へ透過する騒音に係る基準については、建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルから当該建物の防音性能値を差し引いて評価するものとする。
- 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとし、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによって評価することを原則とする。
- 評価の時期は、騒音が1年間を通じて平均的な状況を呈する日を選定するものとする。
- 評価のために測定を行う場合は、原則として日本工業規格 Z8731 に定める騒音レベル測定方法による。ただし、時間の区分ごとに全時間を通じて連続して測定した場合と比べて統計的に十分な精度を確保し得る範囲内で、騒音レベルの変動等の条件に応じて、実測時間を短縮することができる。当該建物による反射の影響が無視できない場合にはこれを避ける位置で測定し、これが困難な場合には実測値を補正するなど適切な措置を行うこととする。また、必要な実測時間が確保できない場合等においては、測定に代えて道路交通量等の条件から騒音レベルを推計する方法によることができる。

なお、著しい騒音を発生する工場及び事業場、建設作業の場所、飛行場並びに鉄道の敷地内並びにこれらに準ずる場所は、測定場所から除外する。

表 4.1.36 騒音に係る環境基準の類型ごとに当てはめる地域の指定

〔平成 11 年大阪府公告第 29 号〕

地域の類型	対象地域
A	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
B	第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに用途地域の指定のない地域（関西国際空港の敷地及び工業用の埋立地を除く。）
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域（関西国際空港の敷地を除く。）及び工業地域（関西国際空港の敷地を除く。）

(d) 土壌汚染

土壌の汚染に係る環境基準（平成 3 年環境庁告示第 46 号）は、表 4.1.37 に示すとおりである。

表 4.1.37 土壌の汚染に係る環境基準

〔平成 3 年環境庁告示第 46 号〕

項目	環境上の条件
カドミウム ¹⁾	検液 1 L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4mg 未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐 ²⁾	検液中に検出されないこと。
鉛 ¹⁾	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム ¹⁾	検液 1 L につき 0.05mg 以下であること。
砒素 ¹⁾	検液 1 L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌 1 kg につき 15mg 未満であること。
総水銀 ¹⁾	検液 1 L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1 kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1 L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1 L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1 L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
セレン ¹⁾	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素 ¹⁾	検液 1 L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素 ¹⁾	検液 1 L につき 1mg 以下であること。

(注) 1. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 L につき 0.01 mg、0.01 mg、0.05 mg、0.01 mg、0.0005 mg、0.01 mg、0.8 mg 及び 1 mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1 l につき 0.03 mg、0.03 mg、0.15 mg、0.03 mg、0.0015 mg、0.03 mg、2.4 mg 及び 3 mg とする。

2. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び E P N をいう。

(e) ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準

「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号）第 7 条の規定に基づき、ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準（平成 11 年環境庁告示第 68 号）が表 4.1.38 に示すとおり設定され、平成 12 年(2000 年) 1 月 15 日から適用されている。

表 4.1.38 ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準
〔平成 11 年環境庁告示第 68 号〕

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質 (水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/L 以下	日本工業規格 K0312 に定める方法
底質	150pg-TEQ/g 以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法(ポリ塩化ジベンゾフラン等(ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンをいう。以下同じ。))及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをそれぞれ測定するものであって、かつ、当該ポリ塩化ジベンゾフラン等を 2 種類以上のキャピラリーカラムを併用して測定するものに限る。)
備 考		
<ol style="list-style-type: none"> 1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。 3. 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。 4. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。 		

(注) 1. 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については適用しない。
 2. 水質の汚濁に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
 3. 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
 4. 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

4.2 生活環境

4.2.1 大気環境

周辺地域における大気汚染の測定位置は、表 4.2.1 及び図 4.2.1 に示すとおりであり、一般環境大気測定局 4 局、自動車排出ガス測定局 1 局の計 5 局で常時監視が行われている。

表 4.2.1 周辺地域の大気汚染の測定状況（平成 21 年度）

測定局	所在地	用途地域	二酸化硫黄	一酸化窒素	二酸化窒素	一酸化炭素	全炭化水素	非メタン炭化水素	光化学オキシダント	浮遊粒子状物質	風向・風速	温度	湿度	日射量	雨量	交通量	種別	吸引口高さ(m)	風向風速計高さ(m)	対象道路
枚方市役所	枚方市大垣内町 2-1-20	商	○	○	○				○	○	○						一般	21	28	——
香里	枚方市香里ヶ丘 9-3	住	○	○	○				○	○	○						一般	2	9	——
寝屋川市役所	寝屋川市本町 1-1	商		●	●		●	●	●	●	●	●	●				一般	16	29	——
成田	寝屋川市成田町 3-6	住	○	○	○	○			○	○	○	○					一般	2	12	——
中振	枚方市南中振 3-294-8	工	○	○	○	○				○	○						自排	2	9	一般国道 1 号

(注) 1. 用途地域については、以下のとおりである。

住：第一種低層住居専用地域・第二種低層住居専用地域・第一種中高層住居専用地域・第二種中高層住居専用地域・第一種住居地域・第二種住居地域

商：近隣商業地域・商業地域

工：工業地域

2. 種別については、以下のとおりである。

一般：一般環境大気測定局、自排：自動車排出ガス測定局

3. ●：大阪府所管測定局

4. 香里測定局は、平成 21 年 3 月 31 日に廃止された。二酸化硫黄の測定は平成 19 年度まで、それ以外の項目の測定は平成 20 年度までとなっている。

資料：「おおさかの環境 2010 ～大阪府環境白書～」（平成 22 年 12 月、大阪府）より作成

(1) 二酸化窒素

平成 21 年度の窒素酸化物濃度は、表 4.2.2 に示すとおりである。平成 21 年度の二酸化窒素濃度の日平均値の年間 98% 値は 0.036～0.052ppm となっており、全ての測定局で環境基準¹⁾を達成している。

平成 17 年度～平成 21 年度における二酸化窒素濃度の経年変化は、表 4.2.3～表 4.2.4 及び図 4.2.2 に示すとおりであり、横ばい傾向となっている。

(注) 1) 環境基準：1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下であること。
環境基準の評価：1 日平均値の年間 98% 値が 0.06ppm を超えないこと。

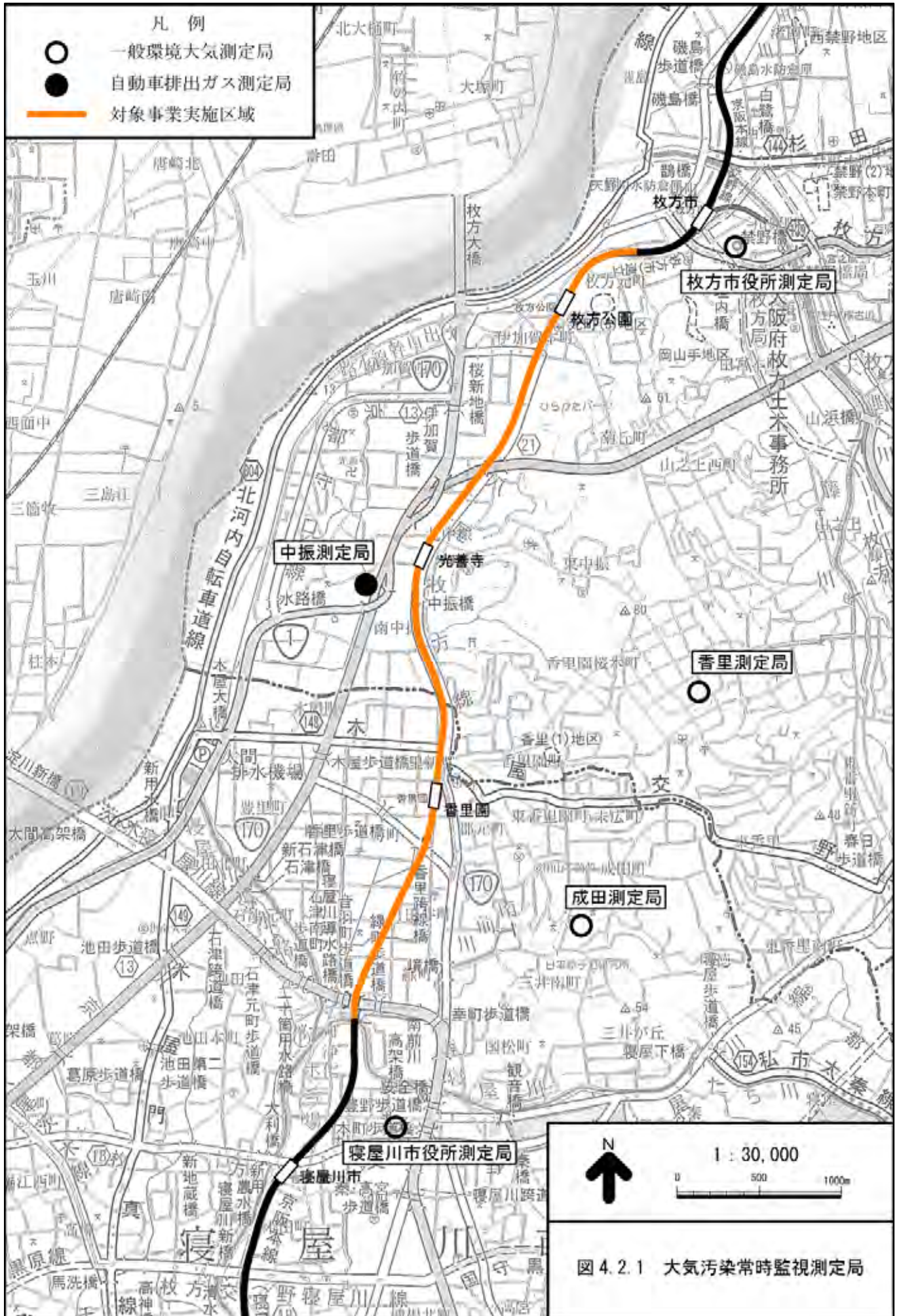


表 4.2.2(1) 二酸化窒素濃度の測定結果（平成 21 年度）

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値の年間98%値	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数	
					日	%	日	%			
一般環境 大気測定局	枚方市役所	361	8546	0.018	0.072	0	0.0	6	1.7	0.038	0
	寝屋川市役所	343	8198	0.018	0.073	0	0.0	5	1.5	0.038	0
	成 田	356	8522	0.015	0.082	0	0.0	4	1.1	0.036	0
自動車排出ガス測定局	中 振	361	8632	0.031	0.095	3	0.8	82	22.7	0.052	0

資料：「おおさかの環境2010 ～大阪府環境白書～」（平成22年12月、大阪府）

表 4.2.2(2) 一酸化窒素濃度及び窒素酸化物濃度の現状（平成 21 年度）

種別	測定局	一酸化窒素 (NO)					窒素酸化物 (NO+NO ₂)					
		有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	年平均値 NO ₂ NO+NO ₂
		(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(%)
一般環境 大気測定局	枚方市役所	361	8546	0.006	0.149	0.038	361	8546	0.023	0.202	0.068	76.1
	寝屋川市役所	343	8198	0.006	0.184	0.030	343	8198	0.024	0.233	0.064	76.0
	成 田	356	8522	0.004	0.123	0.024	356	8522	0.019	0.181	0.060	79.2
自動車排出ガス測定局	中 振	361	8632	0.033	0.335	0.098	361	8632	0.064	0.418	0.144	48.0

資料：「おおさかの環境2010 ～大阪府環境白書～」（平成22年12月、大阪府）

表 4.2.3 二酸化窒素濃度の推移（年平均値）

(単位：ppm)

測定局		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般環境大気測定局	枚方市役所	0.022	0.023	0.020	0.019	0.018
	香 里	0.019	0.019	0.016	0.015	—
	寝屋川市役所	0.022	0.022	0.020	0.019	0.018
	成 田	0.020	0.020	0.017	0.016	0.015
自動車排出ガス測定局	中 振	0.034	0.034	0.033	0.033	0.031

(注) 香里測定局は平成 21 年 3 月 31 日に廃止されたため、測定は平成 20 年度までとなっている。

資料：「おおさかの環境2010 ～大阪府環境白書～」（平成22年12月、大阪府）より作成

表 4.2.4 二酸化窒素濃度の推移（日平均値の年間 98% 値）

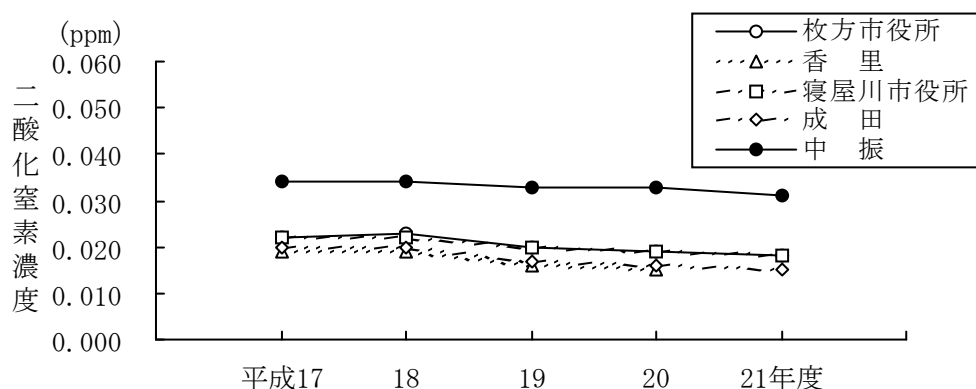
（単位：ppm）

年度		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般環境大気測定局	枚方市役所	0.041	0.044	0.040	0.036	0.038
	香里	0.039	0.039	0.035	0.031	—
	寝屋川市役所	0.040	0.041	0.037	0.036	0.038
	成田	0.039	0.042	0.036	0.034	0.036
自動車排出ガス測定局	中振	0.057	0.060	0.054	0.053	0.052

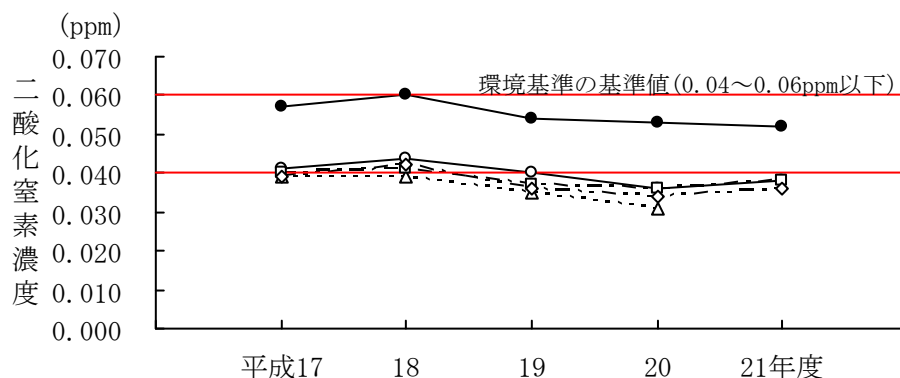
（注）香里測定局は平成 21 年 3 月 31 日に廃止されたため、測定は平成 20 年度までとなっている。

資料：「おおさかの環境2010 ～大阪府環境白書～」（平成22年12月、大阪府）より作成

< 年平均値 >



< 日平均値の年間98%値 >



（注）香里測定局は平成 21 年 3 月 31 日に廃止されたため、測定は平成 20 年度までとなっている。

資料：「おおさかの環境2010 ～大阪府環境白書～」（平成22年12月、大阪府）より作成

図 4.2.2 二酸化窒素濃度の推移

(2) 二酸化硫黄

平成 21 年度の二酸化硫黄濃度は、表 4.2.5 に示すとおりである。平成 21 年度の二酸化硫黄濃度の日平均値の 2% 除外値は 0.002~0.008ppm となっており、全ての測定局で長期的評価¹⁾及び短期的評価²⁾による環境基準を達成している。

（注）1) 環境基準の長期的評価：1 日平均値の 2% 除外値が 0.04ppm 以下であること。ただし、1 日平均値が 0.04 ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。

2) 環境基準の短期的評価：1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。

平成17年度～平成21年度における二酸化硫黄濃度の経年変化は、表4.2.6及び図4.2.3に示すとおりであり、横ばい傾向となっている。

表4.2.5 二酸化硫黄濃度の測定結果（平成21年度）

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無 (有×・無○)	
				時間	%	日	%				
一般環境大気測定局	枚方市役所	364	8618	0.001	0	0	0	0	0.013	0.002	○
	成田	357	8555	0.004	0	0	0	0	0.015	0.008	○
自動車排出ガス測定局	中振	364	8685	0.004	0	0	0	0	0.017	0.008	○

(注) 1. 香里測定局は平成21年3月31日に廃止されたため、測定は平成20年度までとなっている。
2. 寝屋川市役所測定局の二酸化硫黄濃度の測定は、平成21年度までとなっている。

資料：「おおさかの環境2010 ～大阪府環境白書～」(平成22年12月、大阪府)

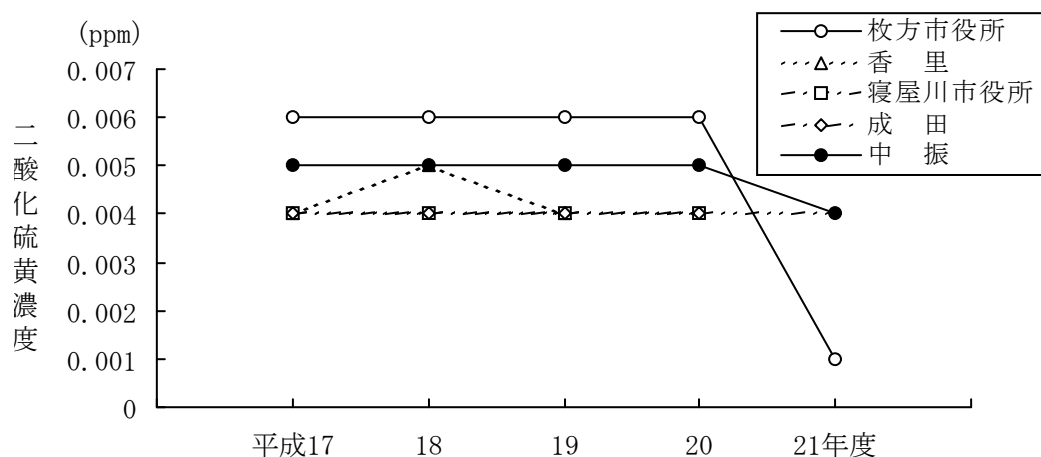
表4.2.6 二酸化硫黄濃度の推移（年平均値）

(単位：ppm)

年度		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般環境大気測定局	枚方市役所	0.006	0.006	0.006	0.006	0.001
	香里	0.004	0.005	0.004	—	—
	寝屋川市役所	0.004	0.004	0.004	0.004	—
	成田	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004
自動車排出ガス測定局	中振	0.005	0.005	0.005	0.005	0.004

(注) 1. 香里測定局は平成21年3月31日に廃止されたため、測定は平成20年度までとなっている。
2. 寝屋川市役所測定局の二酸化硫黄濃度の測定は、平成21年度までとなっている。

資料：「おおさかの環境2010 ～大阪府環境白書～」(平成22年12月、大阪府)より作成



(注) 1. 香里測定局は平成21年3月31日に廃止されたため、測定は平成20年度までとなっている。
2. 寝屋川市役所測定局の二酸化硫黄濃度の測定は、平成21年度までとなっている。

資料：「おおさかの環境2010 ～大阪府環境白書～」(平成22年12月、大阪府)より作成

図4.2.3 二酸化硫黄濃度の推移（年平均値）

(3) 浮遊粒子状物質

平成21年度の浮遊粒子状物質濃度は、表4.2.7に示すとおりであり、全ての測定局で長期的評価¹⁾による環境基準を達成しているが、1時間値が0.20mg/m³を超えていることなど、短期的評価²⁾による環境基準を達成していない。

平成17年度～平成21年度における浮遊粒子状物質濃度の経年変化は、表4.2.8～表4.2.9及び図4.2.4に示すとおりであり、横ばい傾向となっている。

表4.2.7 浮遊粒子状物質濃度の測定結果（平成21年度）

測定局		有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無 (有×・無○)
					時間	%	日	%			
一般環境 大気測定局	枚方市役所	363	8675	0.021	7	0	1	0	0.485	0.045	○
	寝屋川市役所	358	8597	0.023	6	0	1	0	0.401	0.052	○
	成田	361	8650	0.022	8	0	1	0	0.609	0.051	○
自動車排出ガス測定局	中振	363	8661	0.023	6	0	0	0	0.348	0.053	○

(注) 香里測定局は平成21年3月31日に廃止されたため、測定は平成20年度までとなっている。

資料：「おおさかの環境2010 ～大阪府環境白書～」(平成22年12月、大阪府)

表4.2.8 浮遊粒子状物質濃度の推移（年平均値）

(単位：mg/m³)

測定局		年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般環境大気測定局	枚方市役所		0.027	0.026	0.024	0.022	0.021
	香里		0.028	0.028	0.025	0.022	—
	寝屋川市役所		0.028	0.029	0.026	0.026	0.023
	成田		(0.037)	(0.039)	0.025	0.025	0.022
自動車排出ガス測定局	中振		0.035	0.034	0.030	0.026	0.023

(注) 1. ()内は、年間測定時間6000時間未満で有効測定局にならないことを示す。

2. 香里測定局は平成21年3月31日に廃止されたため、測定は平成20年度までとなっている。

資料：「おおさかの環境2010 ～大阪府環境白書～」(平成22年12月、大阪府)より作成

(注) 1) 環境基準の長期的評価：1日平均値の2%除外値が0.10mg/m³以下であること。ただし、1日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続しないこと。

2) 環境基準の短期的評価：1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。

表 4.2.9 浮遊粒子状物質濃度の推移（日平均値の2%除外値）

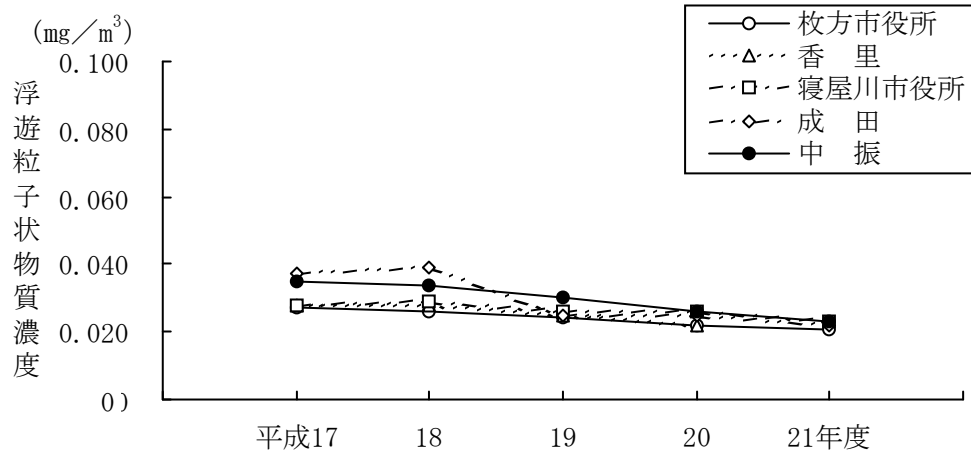
(単位：mg/m³)

測定局		年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般環境大気測定局	枚方市役所		0.053	0.060	0.060	0.047	0.045
	香里		0.057	0.062	0.066	0.049	—
	寝屋川市役所		0.058	0.062	0.067	0.055	0.052
	成田		(0.072)	(0.083)	0.064	0.054	0.051
自動車排出ガス測定局	中振		0.074	0.068	0.070	0.055	0.053

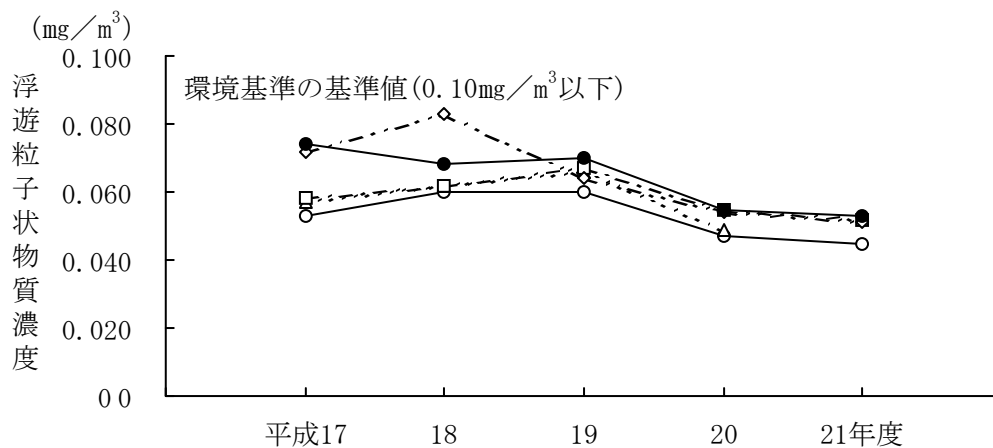
(注) 1. ()内は、年間測定時間 6000 時間未満で有効測定局にならないことを示す。
 2. 香里測定局は平成 21 年 3 月 31 日に廃止されたため、測定は平成 20 年度までとなっている。

資料：「おおさかの環境2010 ～大阪府環境白書～」(平成22年12月、大阪府)より作成

< 年平均値 >



< 日平均値の2%除外値 >



(注) 香里測定局は平成 21 年 3 月 31 日に廃止されたため、測定は平成 20 年度までとなっている。

資料：「おおさかの環境2010 ～大阪府環境白書～」(平成22年12月、大阪府)より作成

図 4.2.4 浮遊粒子状物質濃度の推移

(4) 一酸化炭素

平成 21 年度の一酸化濃度は、表 4.2.10 に示すとおりであり、全ての測定局で長期的評価¹⁾及び短期的評価²⁾による環境基準を達成している。

平成 17 年度～平成 21 年度における一酸化炭素濃度の経年変化は、表 4.2.11 及び図 4.2.5 に示すとおりであり、横ばい傾向となっている。

表 4.2.10 一酸化炭素濃度の測定結果（平成 21 年度）

測定局		有効測定日数	測定時間	年平均値	8時間値が20ppmを超えた回数とその割合		日平均値が10ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無 (有×・無○)
					回	%	日	%			
一般環境大気測定局	成田	358	8542	0.3	0	0	0	0	1.6	0.7	○
自動車排出ガス測定局	中振	365	8653	0.5	0	0	0	0	2.2	1.0	○

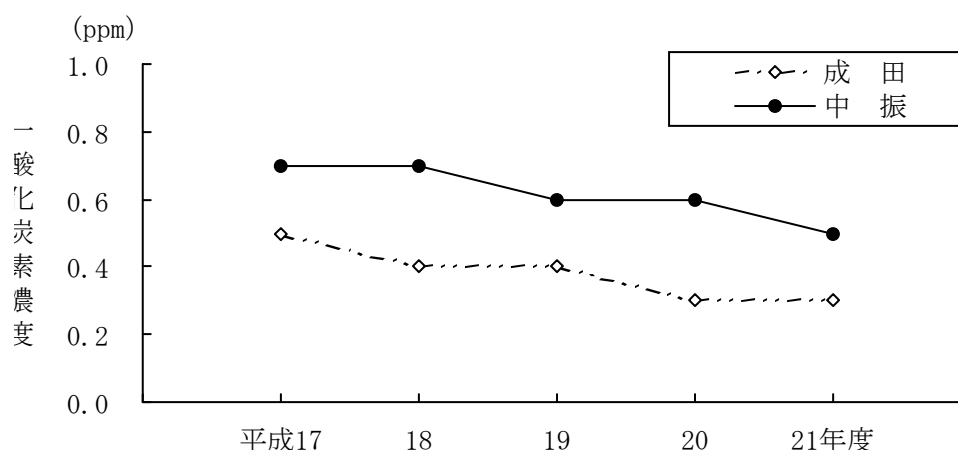
資料：「おおさかの環境2010 ～大阪府環境白書～」（平成22年12月、大阪府）

表 4.2.11 一酸化炭素濃度の推移（年平均値）

（単位：ppm）

測定局		年度				
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般環境大気測定局	成田	0.5	0.4	0.4	0.3	0.3
自動車排出ガス測定局	中振	0.7	0.7	0.6	0.6	0.5

資料：「おおさかの環境2010 ～大阪府環境白書～」（平成22年12月、大阪府）より作成



資料：「おおさかの環境2010 ～大阪府環境白書～」（平成22年12月、大阪府）より作成

図 4.2.5 一酸化炭素濃度の推移（年平均値）

(注) 1) 環境基準の長期的評価：1日平均値の2%除外値が10ppm以下であること。ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。

2) 環境基準の短期的評価：1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。

(5) 光化学オキシダント

平成 21 年度の光化学オキシダント濃度は、表 4.2.12 に示すとおりであり、昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた時間があることから、全ての測定局で環境基準¹⁾を達成していない。

平成 17 年度～平成 21 年度における光化学オキシダント濃度の経年変化は、表 4.2.13 及び図 4.2.6 に示すとおりであり、横ばい傾向となっている。

表 4.2.12 光化学オキシダント濃度の測定結果（平成 21 年度）

測定局		昼間測定日数	昼間測定時間	昼間の 1 時間値の年平均値	昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた日数と時間数		昼間の 1 時間値が 0.12ppm 以上の日数と時間数		昼間の 1 時間値の最高値	昼間の日最高 1 時間値の年平均値
		日	時間	ppm	日	時間	日	時間	ppm	ppm
一般環境 大気測定局	枚方市役所	363	5350	0.033	92	496	1	1	0.131	0.049
	寝屋川市役所	365	5383	0.033	106	616	3	4	0.129	0.051
	成田	359	5347	0.035	102	580	0	0	0.119	0.052

(注) 香里測定局は平成 21 年 3 月 31 日に廃止されたため、測定は平成 20 年度までとなっている。

資料：「おおさかの環境2010 ～大阪府環境白書～」(平成22年12月、大阪府)

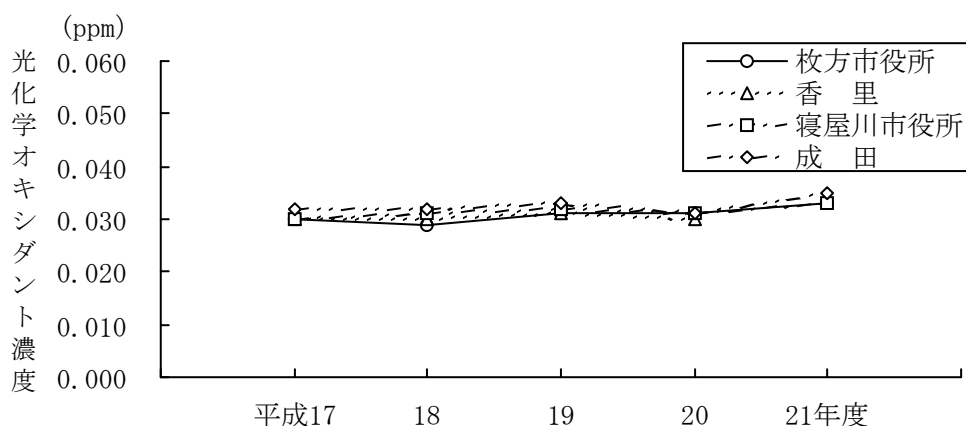
表 4.2.13 光化学オキシダント濃度の推移（昼間（5～20時）の 1 時間値の年平均値）

(単位：ppm)

測定局		年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般環境大 気測定局	枚方市役所		0.030	0.029	0.031	0.031	0.033
	香里		0.030	0.030	0.031	0.030	—
	寝屋川市役所		0.030	0.031	0.032	0.031	0.033
	成田		0.032	0.032	0.033	0.031	0.035

(注) 香里測定局は平成 21 年 3 月 31 日に廃止されたため、測定は平成 20 年度までとなっている。

資料：「おおさかの環境2010 ～大阪府環境白書～」(平成22年12月、大阪府)より作成



(注) 香里測定局は平成 21 年 3 月 31 日に廃止されたため、測定は平成 20 年度までとなっている。

資料：「おおさかの環境2010 ～大阪府環境白書～」(平成22年12月、大阪府)より作成

図 4.2.6 光化学オキシダント濃度の推移

(注) 1) 環境基準の評価：昼間（5時から20時まで）の 1 時間値が 0.06ppm 以下であること。（0.06ppm を超える時間数が 0 であること）

(6) ベンゼン・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン・ジクロロメタン

ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンについては、平成9年10月からモニタリングが実施されている。

枚方市役所におけるベンゼン・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン・ジクロロメタン濃度は、表4.2.14に示すとおりである。

表4.2.14 ベンゼン・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン・ジクロロメタン濃度の測定結果（平成21年度）

（単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）

測定局	測定項目	最小	最大	年平均
枚方市役所	ベンゼン	0.39	2.4	1.3
	トリクロロエチレン	<0.066	0.84	0.37
	テトラクロロエチレン	<0.072	0.48	0.21
	ジクロロメタン	0.32	3.8	1.4

資料：「おおさかの環境2010 ～大阪府環境白書～」（平成22年12月、大阪府）

(7) ダイオキシン類

ダイオキシン類については、平成9年(1997年)12月からモニタリングが実施されており、測定結果は表4.2.15に示すとおりである。

表4.2.15 ダイオキシン類濃度の測定結果（平成21年度）

（単位： $\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ ）

	春季	夏季	秋季	冬季	年平均
枚方市役所	0.030	0.026	0.031	0.053	0.035
寝屋川市役所	0.043	0.040	0.024	0.078	0.046
寝屋川市中央高齢者福祉センター	0.033	0.021	0.025	0.022	0.025

（注）1. 枚方市役所及び寝屋川市役所は、大阪府が測定している。

大阪府の試料採取日は、以下のとおりである。

春季：平成21年5月14日～5月21日 夏季：平成21年8月20日～8月27日

秋季：平成21年10月22日～10月29日 冬季：平成22年1月14日～1月21日

2. 香里測定局は平成21年3月31日に廃止されたため、測定は平成20年度までとなっている。

資料：「おおさかの環境2010 ～大阪府環境白書～」（平成22年12月、大阪府）

4.2.2 水環境

(1) 水質

枚方市及び寝屋川市では水質汚濁の状況を把握するため、水質調査が行われている。

枚方市では、環境基準点3地点、準基準点3地点、独自測定点14地点の河川20地点及び山田池2地点で水質調査が行われている。

寝屋川市では、17地点で水質調査が行われている。

周辺地域の環境基準点及び準基準点の位置は、図4.2.7に示すとおりである。

(a) 人の健康に係る項目

平成20年度の人の健康に係る項目（健康項目）は表4.2.16に示すとおりであり、全ての地点で環境基準を達成している。

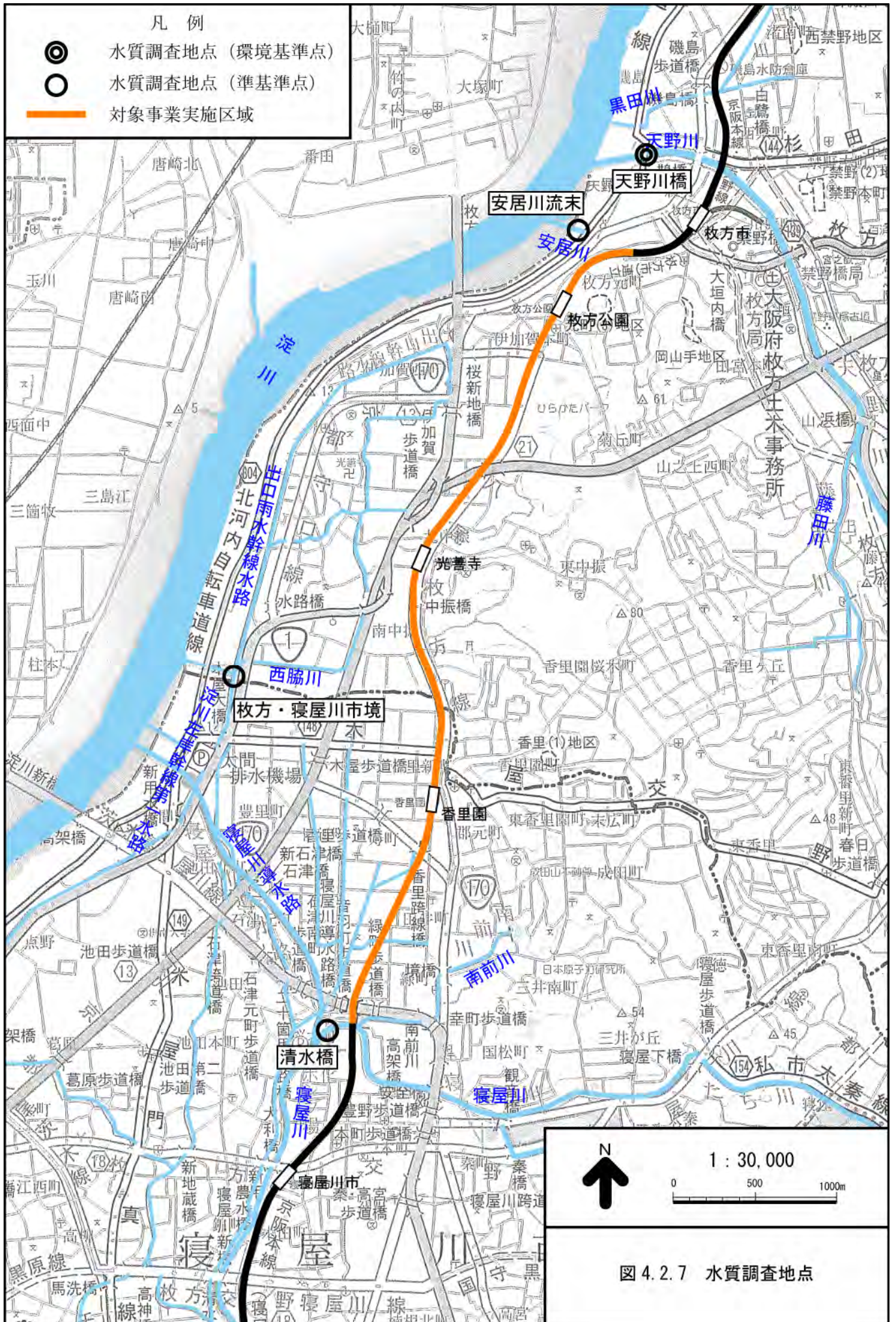


表 4.2.16 公共用水域水質測定結果（平成 21 年度、健康項目）

(単位：mg/L)

水系	河川	測定地点	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素
淀川水系	天野川	天野川橋 (淀川合流直前)	<0.001	ND	<0.005	<0.02	<0.005
	安居川	安居川流末 (淀川合流直前)	<0.001	ND	<0.005	<0.02	<0.005
寝屋川水系	寝屋川	清水橋	<0.001	ND	<0.005	<0.02	<0.005
	淀川左岸幹 線第一水路	枚方・寝屋川 市境(市境)	<0.001	ND	<0.005	<0.02	<0.005
環境基準			0.01 以下	検出され ないこと	0.01 以下	0.05 以下	0.01 以下
水系	河川	測定地点	総水銀	PCB	ジクロロメ タン	四塩化炭素	1,2-ジクロ ロエタン
淀川水系	天野川	天野川橋 (淀川合流直前)	<0.0005	ND	<0.002	<0.0002	<0.0004
	安居川	安居川流末 (淀川合流直前)	<0.0005	ND	<0.002	<0.0002	<0.0004
寝屋川水系	寝屋川	清水橋	<0.0005	ND	<0.002	<0.0002	<0.0004
	淀川左岸幹 線第一水路	枚方・寝屋川 市境(市境)	<0.0005	ND	<0.002	<0.0002	<0.0004
環境基準			0.0005 以下	検出され ないこと	0.02 以下	0.002 以下	0.004 以下
水系	河川	測定地点	1,1-ジクロ ロエチレン	シス-1,2- ジクロロエ チレン	1,1,1-トリ クロロエタ ン	1,1,2-トリ クロロエタ ン	トリクロ ロエチレン
淀川水系	天野川	天野川橋 (淀川合流直前)	<0.002	<0.004	<0.0005	<0.0006	<0.002
	安居川	安居川流末 (淀川合流直前)	<0.002	<0.004	<0.0005	<0.0006	<0.002
寝屋川水系	寝屋川	清水橋	<0.002	<0.004	<0.0005	<0.0006	<0.002
	淀川左岸幹 線第一水路	枚方・寝屋川 市境(市境)	<0.002	<0.004	<0.0005	<0.0006	<0.002
環境基準			0.02 以下	0.04 以下	1 以下	0.006 以下	0.03 以下
水系	河川	測定地点	テトラクロ ロエチレン	1,3-ジクロ ロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカ ルブ
淀川水系	天野川	天野川橋 (淀川合流直前)	<0.0005	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002
	安居川	安居川流末 (淀川合流直前)	<0.0005	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002
寝屋川水系	寝屋川	清水橋	<0.0005	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002
	淀川左岸幹 線第一水路	枚方・寝屋川 市境(市境)	<0.0005	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002
環境基準			0.01 以下	0.002 以下	0.006 以下	0.003 以下	0.02 以下
水系	河川	測定地点	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素 及び亜硝酸 性窒素	ふっ素	ほう素
淀川水系	天野川	天野川橋 (淀川合流直前)	<0.001	0.002	1.8	0.11	0.06
	安居川	安居川流末 (淀川合流直前)	<0.001	<0.002	6.1	0.10	0.07
寝屋川水系	寝屋川	清水橋	<0.001	<0.002	0.78	0.11	0.02
	淀川左岸幹 線第一水路	枚方・寝屋川 市境(市境)	<0.001	<0.002	1.1	0.12	0.03
環境基準			0.01 以下	0.01 以下	10 以下	0.8 以下	1 以下

(注) 「ND」とは、存在を確認できる濃度未満であることを示している。

資料：「おおさかの環境2010 ～大阪府環境白書～」(平成22年12月、大阪府)より作成

(b) 生活環境に係る項目

周辺地域の環境基準点及び準基準点の平成 21 年度の環境基準適合状況は表 4.2.17 に、調査結果は表 4.2.18 にそれぞれ示すとおりである。

河川類型の指定されている天野川（天野川橋）及び寝屋川（清水橋）と環境基準を比較すると、天野川（天野川橋）では、BOD、SS、DOは環境基準を達成しているが、pH、大腸菌群数は環境基準を達成していない。寝屋川（清水橋）では、BOD、SS、DOは環境基準を達成しているが、pHは環境基準を達成していない。

表 4.2.17 生活環境項目の環境基準適合状況（平成 21 年度）

水系	河川	測定地点	河川類型	水素イオン濃度 (pH)		生物化学的酸素要求量 (BOD)		浮遊物質量 (SS)		溶存酸素量 (DO)		大腸菌群数	
				m/n	%	m/n	%	m/n	%	m/n	%	m/n	%
淀川	天野川	天野川橋 (淀川合流直前)	B	11/48	23	1/12	8	0/12	0	0/12	0	4/12	33
寝屋川	寝屋川	清水橋	D	7/16	44	0/4	0	0/4	0	0/4	0	-/4	-

(注) nは総検体数、mは環境基準値超過検体数

資料：「おおさかの環境2010 ～大阪府環境白書～」(平成22年12月、大阪府)

表 4.2.18 公共用水域水質調査結果（平成 21 年度、生活環境項目）

水系	河川	測定地点	水素イオン濃度 (pH)		生物化学的酸素要求量 (BOD) [mg/L]			
			環境基準の基準値	最小～最大	環境基準の基準値	最小～最大	平均	75%値
淀川水系	天野川	天野川橋 (淀川合流直前)	6.5 以上 8.5 以下	7.5～10.0	3 以下	1.2～3.8	2.0	2.2
	安居川	安居川流末 (淀川合流直前)	—	7.4～8.0	—	0.7～6.5	3.0	3.3
寝屋川水系	寝屋川	清水橋	6.0 以上 8.5 以下	7.6～10.4	8 以下	1.9～2.9	2.3	2.4
	淀川左岸幹線第一水路	枚方・寝屋川市境(市境)	—	7.4～8.3	—	<0.5～3.8	1.9	2.0
水系	河川	測定地点	浮遊物質量 (SS) [mg/L]			溶存酸素量 (DO) [mg/L]		
			環境基準の基準値	最小～最大	平均	環境基準の基準値	最小～最大	平均
淀川水系	天野川	天野川橋 (淀川合流直前)	25 以下	1～4	2	5 以上	9.5～17	12
	安居川	安居川流末 (淀川合流直前)	—	<1～2	1	—	6.4～8.7	7.5
寝屋川水系	寝屋川	清水橋	100 以下	2～7	5	2 以上	9.1～16	14
	淀川左岸幹線第一水路	枚方・寝屋川市境(市境)	—	5～18	11	—	7.0～11	8.6
水系	河川	測定地点	大腸菌群数 [MPN/100mL]					
			環境基準の基準値	最小～最大	平均			
淀川水系	天野川	天野川橋 (淀川合流直前)	5,000 以下	4.5×10 ² ～4.9×10 ⁴	7.8×10 ³			
	安居川	安居川流末 (淀川合流直前)	—	7.9×10 ² ～4.9×10 ⁵	1.9×10 ⁵			
寝屋川水系	寝屋川	清水橋	—	<1.8～6.8×10 ³	2.4×10 ³			
	淀川左岸幹線第一水路	枚方・寝屋川市境(市境)	—	1.7×10 ² ～7.9×10 ⁴	1.5×10 ⁴			

資料：「おおさかの環境2010 ～大阪府環境白書～」(平成22年12月、大阪府)より作成

(c) 特殊項目

周辺地域の環境基準点及び準基準点の平成 21 年度の特特殊項目は、表 4.2.19 に示すとおりである。

大阪府では、上水道水源水域及びその他の水域（水域類型C以上の河川）で特殊項目の環境保全目標が設定されている。天野川（天野川橋）及び安居川（安居川流末）が上水道水源水域となっており、環境保全目標と比較すると、アンモニア性窒素以外は環境保全目標を達成している。

表 4.2.19 公共用水域水質測定結果（平成 21 年度、特殊項目）

（単位：mg/L）

水系	河川名	測定地点名	n-ヘキサン抽出物質	フェノール類	銅	亜鉛
淀川水系	天野川	天野川橋 (淀川合流直前)	<0.5	<0.005	0.020	0.025
	安居川	安居川流末 (淀川合流直前)	<0.5	<0.005	0.032	0.077
寝屋川水系	寝屋川	清水橋	<0.5	<0.005	0.007	0.088
	淀川左岸幹線第1水路	枚方・寝屋川市境(市境)	<0.5	<0.005	0.023	0.015
大阪府環境保全目標 (上水道水源水域)			検出されないこと	0.005 以下	0.05 以下	0.1 以下
水系	河川名	測定地点名	鉄(溶解性)	マンガン(溶解性)	全クロム	陰イオン界面活性剤
淀川水系	天野川	天野川橋 (淀川合流直前)	<0.08	<0.01	<0.03	0.03
	安居川	安居川流末 (淀川合流直前)	<0.08	<0.01	<0.03	0.02
寝屋川水系	寝屋川	清水橋	<0.08	<0.01	<0.03	0.05
	淀川左岸幹線第1水路	枚方・寝屋川市境(市境)	0.09	0.01	<0.03	<0.01
大阪府環境保全目標 (上水道水源水域)			0.3 以下	0.05 以下	0.05 以下	0.5 以下
水系	河川名	測定地点名	アンモニア性窒素	硝酸性窒素	亜硝酸性窒素	りん酸性りん
淀川水系	天野川	天野川橋 (淀川合流直前)	0.19	1.7	0.09	0.26
	安居川	安居川流末 (淀川合流直前)	0.29	6.1	0.05	0.75
寝屋川水系	寝屋川	清水橋	<0.04	0.75	0.04	0.11
	淀川左岸幹線第1水路	枚方・寝屋川市境(市境)	0.39	1.0	0.04	0.072
大阪府環境保全目標 (上水道水源水域)			0.1 以下	—	—	—

(注) 大阪府環境保全目標は、上水道水源水域及びその他の水域（水域類型C以上の河川）で設定されており、周辺地域では、天野川、安居川が該当する。また、亜鉛の環境保全目標は、河川の類型指定がされている河川を除く。

資料：「おおさかの環境2010 ～大阪府環境白書～」(平成22年12月、大阪府)より作成

(d) ダイオキシン類

周辺地域の公共用水域水質のダイオキシン類調査地点は図 4.2.8 に示すとおりであり、天野川（淀川合流直前）で大阪府が調査を実施している。平成 21 年度は 0.17pg-TEQ/L（年平均値）となっており、環境基準の基準値（1 pg-TEQ/L）を下回っている。

(2) 地下水

地下水質の概況を把握するための「概況調査」、発見された汚染について汚染範囲の確認を行う「汚染井戸周辺地区調査」及び地下水汚染の継続的な監視を行うための「定期モニタリング調査」が実施されている。

周辺地域では、平成 19 年度は、枚方市堤町で汚染井戸周辺地区調査が実施されており、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が 7.6 mg/L 検出されているが、大阪府の環境保全目標（硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素：10 mg/L 以下）を下回っている。

また、周辺地域の地下水質のダイオキシン類は表 4.2.20 及び図 4.2.8 に示すとおりであり、全ての地点で環境基準の基準値（1 pg-TEQ/L）を下回っている。

表 4.2.20 地下水質のダイオキシン類調査地点

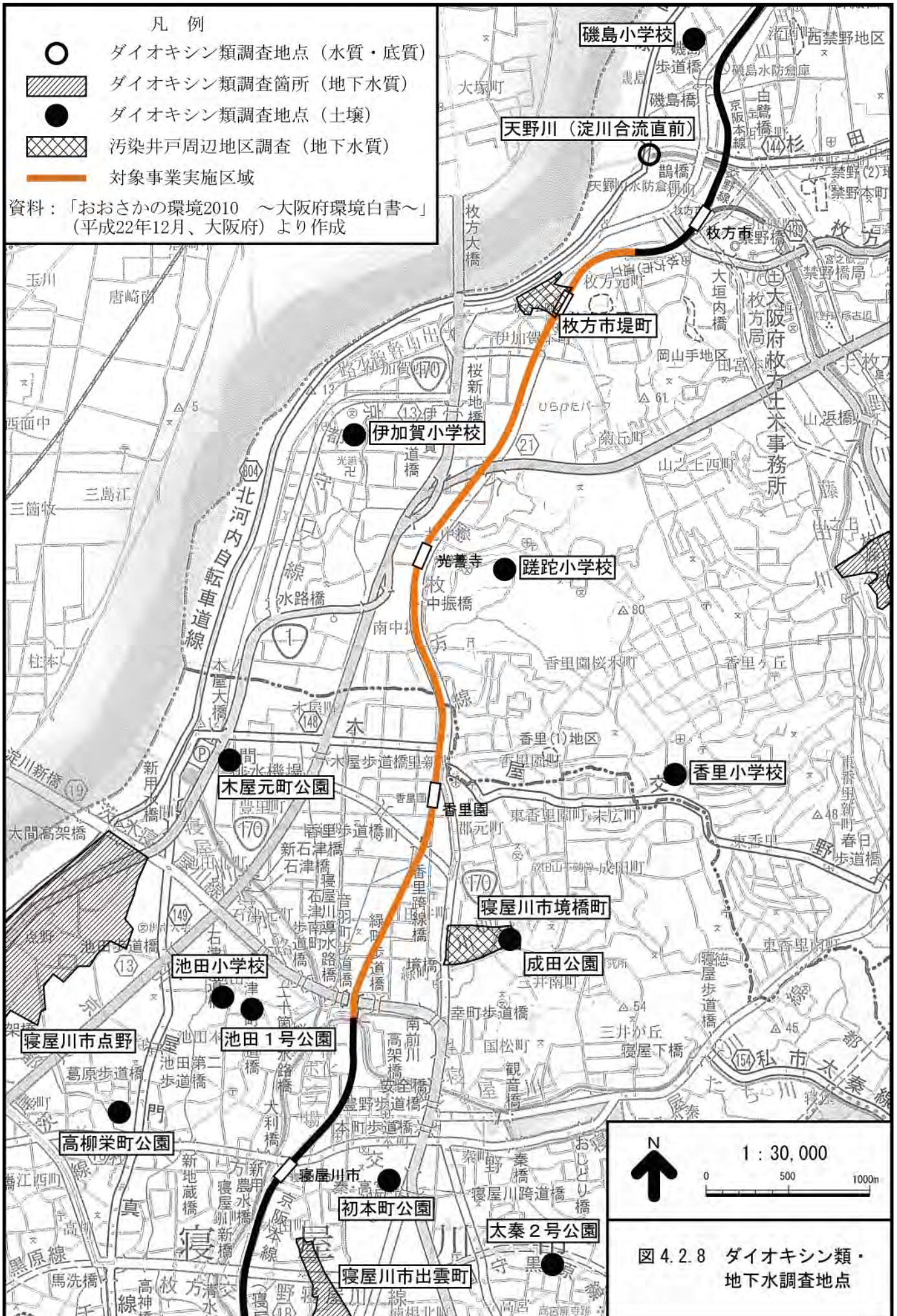
(単位：pg-TEQ/L)

所在地	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	調査主体
寝屋川市出雲町	—	—	—	—	—	大阪府
寝屋川市点野	—	0.098	—	—	—	大阪府
枚方市藤田町	—	—	—	—	0.046	枚方市

資料：「おおさかの環境 2010 ～大阪府環境白書～」(平成 22 年 12 月、大阪府)より作成

(3) 底質

周辺地域の底質のダイオキシン類調査地点は図 4.2.8 に示すとおりであり、天野川（淀川合流直前）で大阪府が調査を行っている。平成 21 年度は 0.33pg-TEQ/g となっており、環境基準の基準値（150pg-TEQ/g）を下回っている。



4.2.3 土壌環境

(1) 土壌汚染

周辺地域の土壌中のダイオキシン類調査地点は表 4.2.21 及び図 4.2.8 に示すとおりであり、全ての地点で環境基準の基準値（1,000pg-TEQ/g）を下回っている。

表 4.2.21 土壌中のダイオキシン類調査地点

(単位：pg-TEQ/g)

地点名	所在地	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	調査主体
Bブロック (5地点の混合試料)	寝屋川市内	2.5	—	—	—	—	寝屋川市
Iブロック (6地点の混合試料)	寝屋川市内	4.5	—	—	—	—	寝屋川市
初本町公園	寝屋川市初町	—	3.1	—	—	—	大阪府
Cブロック (6公園の混合土)	寝屋川市内	—	0.14	—	—	—	寝屋川市
Hブロック (6公園の混合土)	寝屋川市内	—	2.4	—	—	—	寝屋川市
香里小学校	枚方市香里ヶ丘	—	—	0.34	—	—	枚方市
Eブロック成田公園	寝屋川市境橋町	—	—	1.8	—	—	寝屋川市
Fブロック三井公園	寝屋川市三井が丘	—	—	2.5	—	—	寝屋川市
Aブロック木屋元町公園	寝屋川市木屋元町	—	—	3.2	—	—	寝屋川市
初本町公園	寝屋川市初町	—	—	—	1.3	—	寝屋川市
池田1号公園	寝屋川市池田町	—	—	—	1.5	—	寝屋川市
高柳栄町公園	寝屋川市高柳栄町	—	—	—	1.5	—	寝屋川市
太秦2号公園	寝屋川市高宮あさひ丘町	—	—	—	—	8.0	寝屋川市

資料：「おおさかの環境 2010 ～大阪府環境白書～」(平成 22 年 12 月、大阪府)より作成

(2) 地盤沈下

枚方市では市内 42 地点に一級水準点を設置して、昭和 47 年以降水準測量が行われてきたが、近年地盤沈下が沈静化してきたため、隔年で調査が行われている。平成 21 年度は水準測量を実施し、平成 19 年度の観測値と比較すると、環境省の公表基準である年間 2 cm を超える沈下はみられなかった。

4.2.4 騒音

(1) 道路に面する地域

枚方市及び寝屋川市の道路に面する地域の平成 21 年度の環境基準の達成状況（面的評価）は、表 4.2.22 に示すとおりである。枚方市では昼・夜間とも環境基準値以下が 88.2%、昼間のみ基準値以下が 6.7%、寝屋川市では昼・夜間とも環境基準値以下が 87.5%、昼間のみ基準値以下が 5.5% となっている。

周辺地域の平成 21 年度の路線別環境基準達成状況は、表 4.2.23 に示すとおりである。

表 4.2.22 道路に面する地域の環境基準の達成状況（面的評価、平成 21 年度）

市町村	路線延長 (km)	住居等戸数 (戸)	昼・夜間とも 基準値以下 (%)	昼間のみ基 準値以下 (%)	夜間のみ基 準値以下 (%)	昼・夜間とも 基準値超過 (%)
枚方市	77.9	25,063	88.2	6.7	0.1	5.0
寝屋川市	22.2	8,266	87.5	5.5	0.1	7.0

資料：「平成 21 年度 環境騒音モニタリング調査結果報告書」（平成 23 年 2 月、大阪府環境農林水産部）

表 4.2.23 路線別環境基準達成状況（平成 21 年度）＜対象事業実施区域の周辺地域＞

路線名	起点住所 終点住所	評価結果（全体）					近接空間				
		評価対象住居等戸数 (戸)	昼・夜間とも基準値以下 (%)	昼間のみ基準値以下 (%)	夜間のみ基準値以下 (%)	昼・夜間とも基準値超過 (%)	評価対象住居等戸数 (戸)	昼・夜間とも基準値以下 (%)	昼間のみ基準値以下 (%)	夜間のみ基準値以下 (%)	昼・夜間とも基準値超過 (%)
一般国道 1号	枚方市堂山東町 1 枚方市北中振 3-11	1,379	57.0	18.7	0.0	24.3	370	46.2	10.5	0.0	43.2
	枚方市北中振 3-11 枚方市南中振3	253	20.2	35.2	0.0	44.7	57	21.1	28.1	0.0	50.9
	寝屋川市木屋元 町10 寝屋川市池田北 町23	161	60.2	29.2	0.0	10.6	31	54.8	22.6	0.0	22.6
一般国道 170号	枚方市大字三矢 枚方市走谷 2-35	537	53.4	32.2	0.0	14.3	135	46.7	30.4	0.0	23.0
	枚方市北中振 3-11 枚方市南中振3	116	76.7	8.6	0.0	14.7	24	41.7	20.8	0.0	37.5
	寝屋川市石津元 町15 寝屋川市国松町 16	717	80.6	11.7	0.0	7.7	265	69.1	16.6	0.0	14.3
主要地方 道八尾枚 方線	枚方市桜町12 枚方市南中振 1-16	1,876	94.9	0.9	0.0	4.2	527	98.3	0.8	0.0	0.9
主要地方 道京都守 口線	枚方市樟葉中之 芝 枚方市新町 1-10	3,600	77.6	17.5	0.0	4.9	1,151	69.9	29.2	0.0	0.9
	枚方市新町 1-10 枚方市桜町	767	90.5	9.4	0.0	0.1	286	74.8	25.2	0.0	0.0
主要地方 道京都守 口線(新)	枚方市伊加賀西 町11 枚方市出口 6-38	668	99.7	0.0	0.3	0.0	96	100.0	0.0	0.0	0.0
一般府道 木屋交野 線	枚方市香里ヶ丘 10 枚方市茄子作 3-32	1,020	99.9	0.0	0.0	0.1	477	100.0	0.0	0.0	0.0
一般府道 杉田口禁 野線	枚方市天之川町 枚方市田口 4-48	2,283	88.7	10.9	0.0	0.4	958	76.1	23.9	0.0	0.0
主要地方 道枚方富 田林泉佐 野線	枚方市東田宮 1-19 枚方市新町 1-10	297	99.7	0.0	0.0	0.3	79	98.7	0.0	0.0	1.3
主要地方 道枚方交 野寝屋川 線	寝屋川市秦町 寝屋川市仁和寺 30	1,489	99.7	0.2	0.0	0.1	480	99.0	0.6	0.0	0.4

資料：「平成 21 年度 環境騒音モニタリング調査結果報告書」（平成 23 年 2 月、大阪府環境農林水産部）

(2) 一般地域

枚方市及び寝屋川市の平成 21 年度の一般地域の環境基準達成状況は、表 4.2.24 に示すとおりである。枚方市では、A 地域、B 地域及び C 地域の昼・夜間ともに全ての地点で環境基準を達成している。寝屋川市では、A 地域の昼・夜間、B 地域及び C 地域の昼間の全ての地点で環境基準を達成しているが、B 地域及び C 地域の夜間でそれぞれ 1 地点ずつ環境基準を達成していない。

表 4.2.24 一般地域の環境基準達成状況（平成 21 年度）

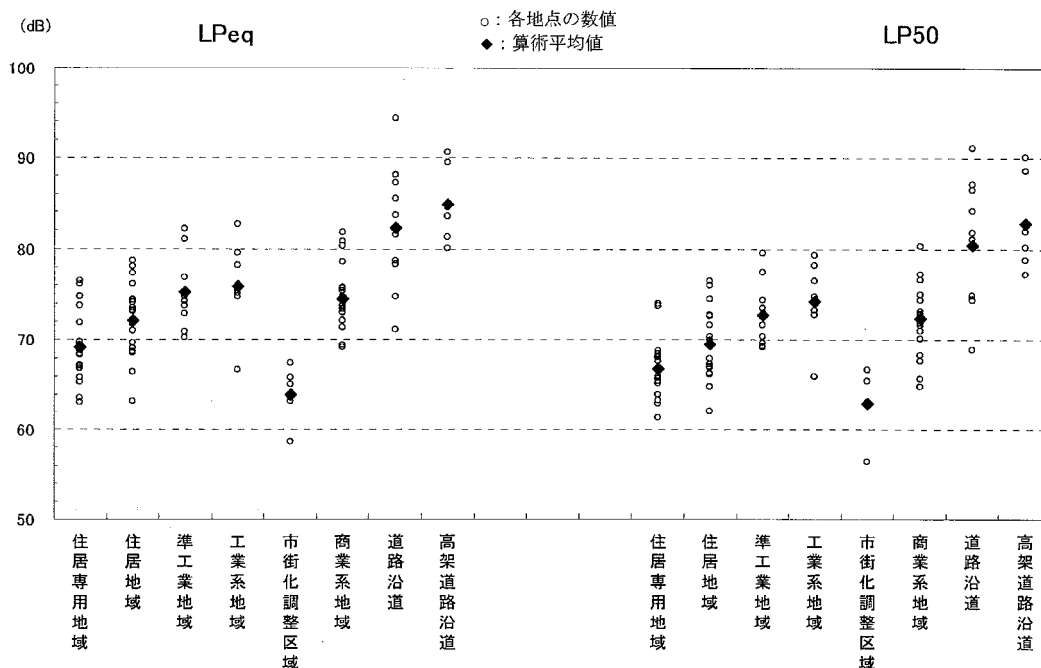
	地域の区分	地点数	昼 間		夜 間	
			環境基準値	適合地点数 (適合率%)	環境基準値	適合地点数 (適合率%)
枚 方 市	A 地域 専ら住居の用に供される地域	4	55dB	4 (100%)	45dB	4 (100%)
	B 地域 主として住居の用に供される地域	2	55dB	2 (100%)	45dB	2 (100%)
	C 地域 相当数の住居と併せて商業、工業 等の用に供される地域	2	60dB	2 (100%)	50dB	2 (100%)
	全地域	8	—	8 (100%)	—	8 (100%)
寝 屋 川 市	A 地域 専ら住居の用に供される地域	8	55dB	8 (100%)	45dB	8 (100%)
	B 地域 主として住居の用に供される地域	5	55dB	5 (100%)	45dB	4 (80%)
	C 地域 相当数の住居と併せて商業、工業 等の用に供される地域	10	60dB	10 (100%)	50dB	9 (90%)
	全地域	23	—	23 (100%)	—	21 (91%)

(注) 昼間：午前 6 時から午後 10 時 夜間：午後 10 時から翌日の午前 6 時

資料：「平成 21 年度 環境騒音モニタリング調査結果報告書」（平成 23 年 2 月、大阪府環境農林水産部）より作成

(3) 低周波音

大阪府の平成 14 年度から 16 年度の一般環境中の低周波音の音圧レベルの中央値及び等価騒音レベルは、図 4.2.9 に示すとおりである。一般環境中の低周波音の音圧レベルの中央値は、高架道路沿道で 77～90 デシベル、道路沿道で 69～91 デシベル、住居専用地域で 61～74 デシベル、住居地域で 62～77 デシベル、住工混在地域（準工業地域）で 69～80 デシベルとなっている。また、一般環境中の低周波音の等価騒音レベルは、高架道路沿道は 80～91 デシベル、道路沿道は 71～94 デシベル、住居専用地域は 63～77 デシベル、住居地域は 63～79 デシベル、住工混在地域（準工業地域）は 70～82 デシベルとなっている。



- (注) 1. 平成14年度～平成16年度に93地点で測定。
 2. 図左側は、1～90Hzのオーバーオール等価音圧レベル (L_{eq}) を示す。
 3. 図右側は、1～90Hzのオーバーオール時間率音圧レベルの中央値 (L_{50}) を示す。
 4. 両図とも平坦値 (聴感補正なし) を示す。

資料：「おおさかの環境2010 ～大阪府環境白書～」(平成22年12月、大阪府)

図4.2.9 大阪府の一般大気中の低周波の音圧レベル

4.2.5 振動

(1) 道路交通振動

周辺地域の平成21年度の道路交通振動は表4.2.25に示すとおりであり、全ての地点で振動規制法に基づく道路交通振動の限度(要請限度)を下回っている。

表4.2.25 道路交通振動調査結果

道路	測定地点	区域の区分	車線数	振動レベル(L_{10}) (デシベル)		要請限度 (デシベル)	
				昼間	夜間	昼間	夜間
一般国道170号	枚方市出口 1-1	2	4	50	—	70	65
一般国道170号	寝屋川市高宮栄 町12	2	4	49	41	70	65
府道京都守口線(新)	枚方市伊加賀西 町43	2	2	43	—	70	65
府道京都守口線	寝屋川市池田中 町2	2	4	48	44	70	65
府道枚方交野寝屋川線	寝屋川市太秦桜 が丘25	1	2	50	44	65	60
府道八尾茨木線	寝屋川市春日町 34	1	4	47	32	65	60

(注) 昼間：午前6時から午後9時 夜間：午後9時から翌日の午前6時

資料：「平成21年度 環境騒音モニタリング調査結果報告書」(平成23年2月、大阪府環境農林水産部)より作成

4.2.6 公害苦情の状況

枚方市及び寝屋川市の公害苦情の状況は表 4.2.26 に示すとおりであり、枚方市では騒音による苦情が最も多く、寝屋川市では騒音による苦情、大気汚染による苦情が多くなっている。

表 4.2.26 公害苦情（平成 19 年度）

	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	その他	計
枚方市	7	35	56	8	17	1	124
寝屋川市	51	22	53	9	34	10	179

資料：「第40回枚方市統計書（平成22年版）」（枚方市ホームページ）
「寝屋川市統計書 2010年度版」（平成23年3月、寝屋川市）

4.3 自然環境

4.3.1 気象

枚方地方気象観測所の気象の状況は、表 4.3.1 に示すとおりであり、5 年間の平均気温 16.2℃、平均風速 1.5m/s、平均降水量約 1,204 mmとなっている。

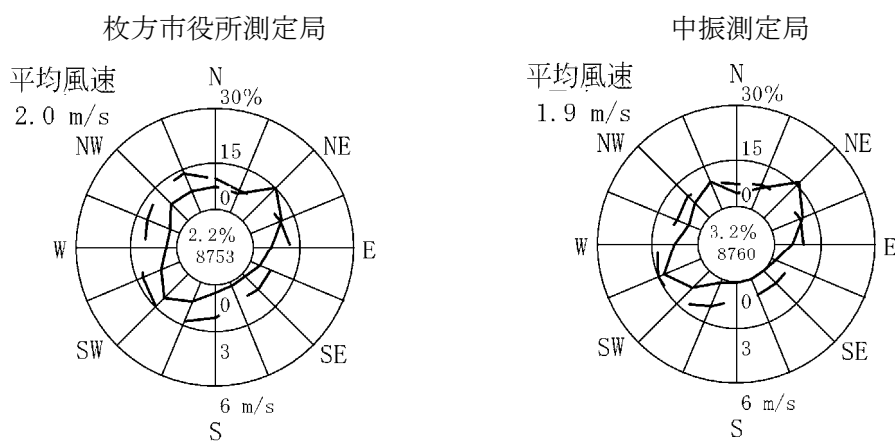
また、大気汚染常時測定局の枚方市役所測定局及び中振測定局の平成 21 年度の風配図は、図 4.3.1 に示すとおりである。

表 4.3.1 枚方地域気象観測所の気象の状況

年	気温 (°C)			平均風速 (m/s)	降水量 (mm)
	平均	最高	最低		
平成17年	16.1	36.5	-2.9	1.4	786
平成18年	16.2	38.4	-2.8	1.6	1,455
平成19年	16.5	38.5	-1.1	1.5	1,141
平成20年	16.0	36.1	-2.1	1.4	1,376
平成21年	16.3	36.5	-1.9	1.5	1,262
平均	16.2	—	—	1.5	1,204

(注) 観測地点：枚方地域気象観測所（枚方市星丘4-31-1）

資料：「気象庁ホームページ」



資料：「平成22年版(2010年版) 環境データ集 —環境調査結果及び工場・事業場の規制状況—」
(平成22年6月、枚方市環境保全部環境公害課)

図 4.3.1 風配図(平成 21 年度)

4.3.2 地 象

(1) 地 形

周辺地域の地形は、図 4.3.2 に示すとおりであり、対象事業実施区域は、枚方丘陵及び大阪平野（東大阪平野、淀川低地）に区分され、扇状地性低地、三角州性低地及び自然堤防・砂州となっている。

周辺地域には、「文化財保護法」に基づく国指定及び大阪府指定の地形に係る名勝、天然記念物は存在しない。

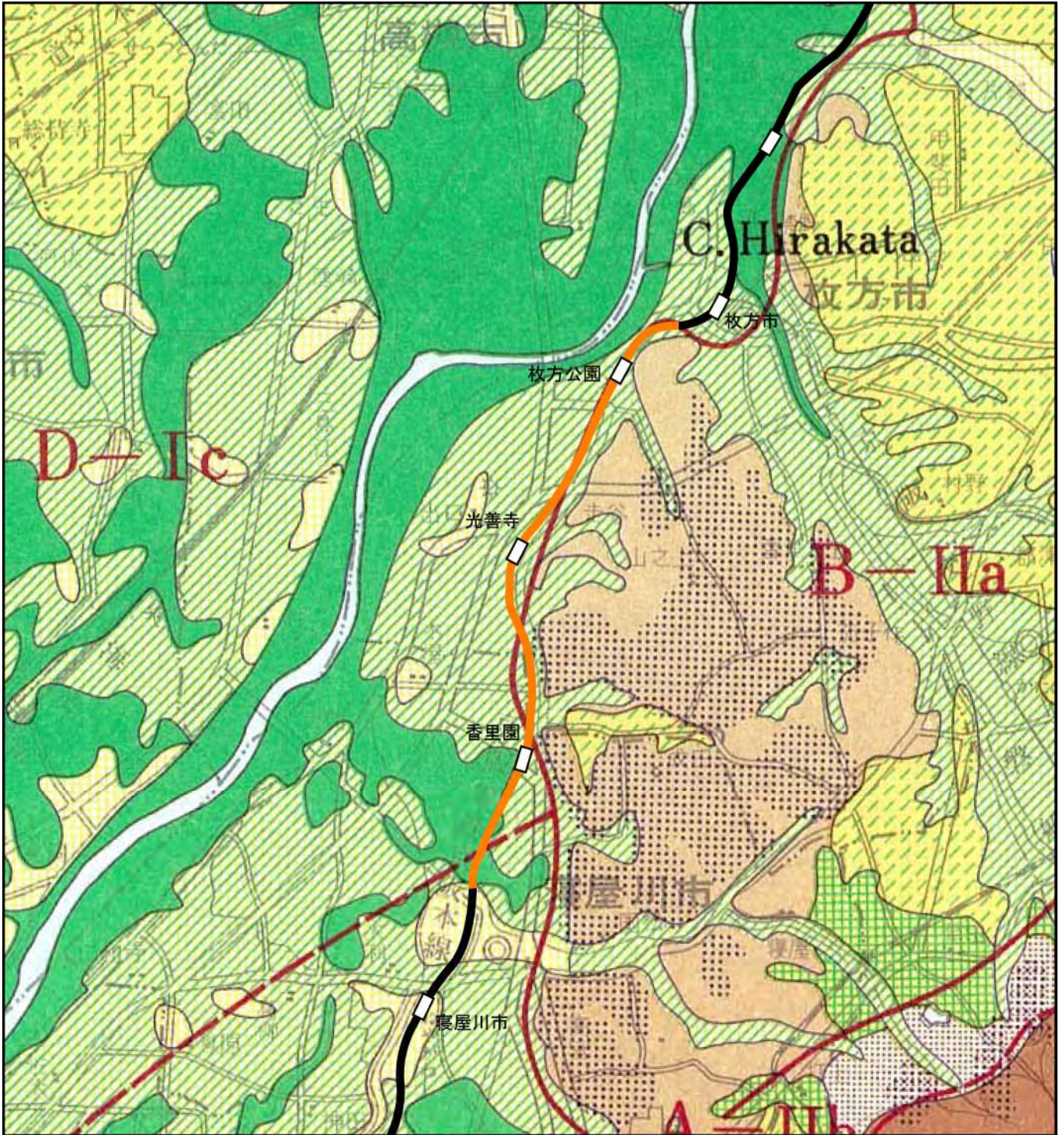
(2) 地 質

周辺地域の地質は、図 4.3.3 に示すとおりであり、対象事業実施区域は、未固結堆積物の砂及び泥が分布している。

周辺地域には、「文化財保護法」に基づく国指定及び大阪府指定の地質に係る名勝、天然記念物は存在しない。


4.3.3 水 象

周辺地域の河川の分布状況は、図 4.3.4 に示すとおりであり、主な河川として、淀川、天野川（延長 14,896m）、寝屋川導水路（延長 1,743m）等がある。






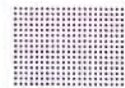
凡例

丘陵地・台地・段丘地
Hillylands, Uplands and Terraces

-  小起伏丘陵地
Smaller relief hill lands
-  段丘(高位)
Upper terrace
-  段丘(中・低位)
Middle and lower terrace

低地
Lowlands

-  扇状地性低地
Fan
-  三角洲性低地
Delta
-  自然堤防・砂洲
Natural levee and sand dune



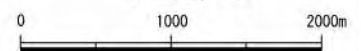
人工改变地
Artificially deformed area



対象事業実施区域



1 : 50,000

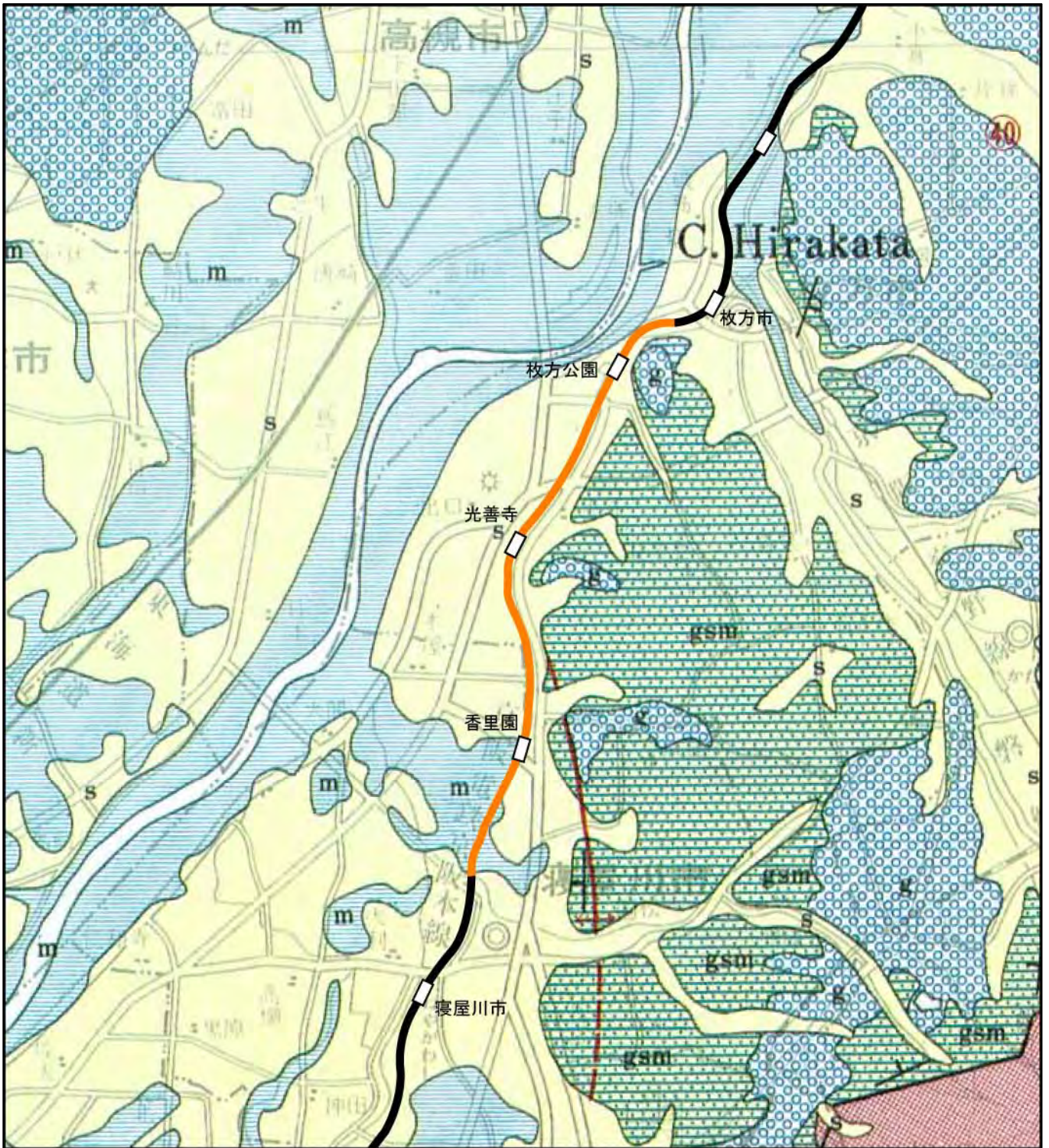


地形地域区分

B. 丘陵地	B-II. 枚方丘陵地	B-II a. 枚方丘陵
D. 平野	D-I. 大阪平野	D-I b. 東大阪平野
		D-I c. 淀川低地

資料：「土地分類基本調査 地形分類図 大阪府」（昭和51年、国土庁土地局）

図4.3.2 周辺地域の地形分類




凡 例

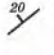


未固結堆積物
Unconsolidated sediments


-  礫
Gravel
-  砂
Sand
-  泥
Mud
-  泥、砂、礫互層
Mud, sand and gravel alternation

深成岩
Plutonic rocks

-  花崗岩質岩石
Granitic rocks

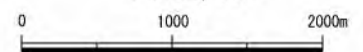
付 加 記 号
Additional symbol

-  走向傾斜
Strike and dip
-  背斜軸
Axis of anticline
-  断 層
Fault

 対象事業実施区域

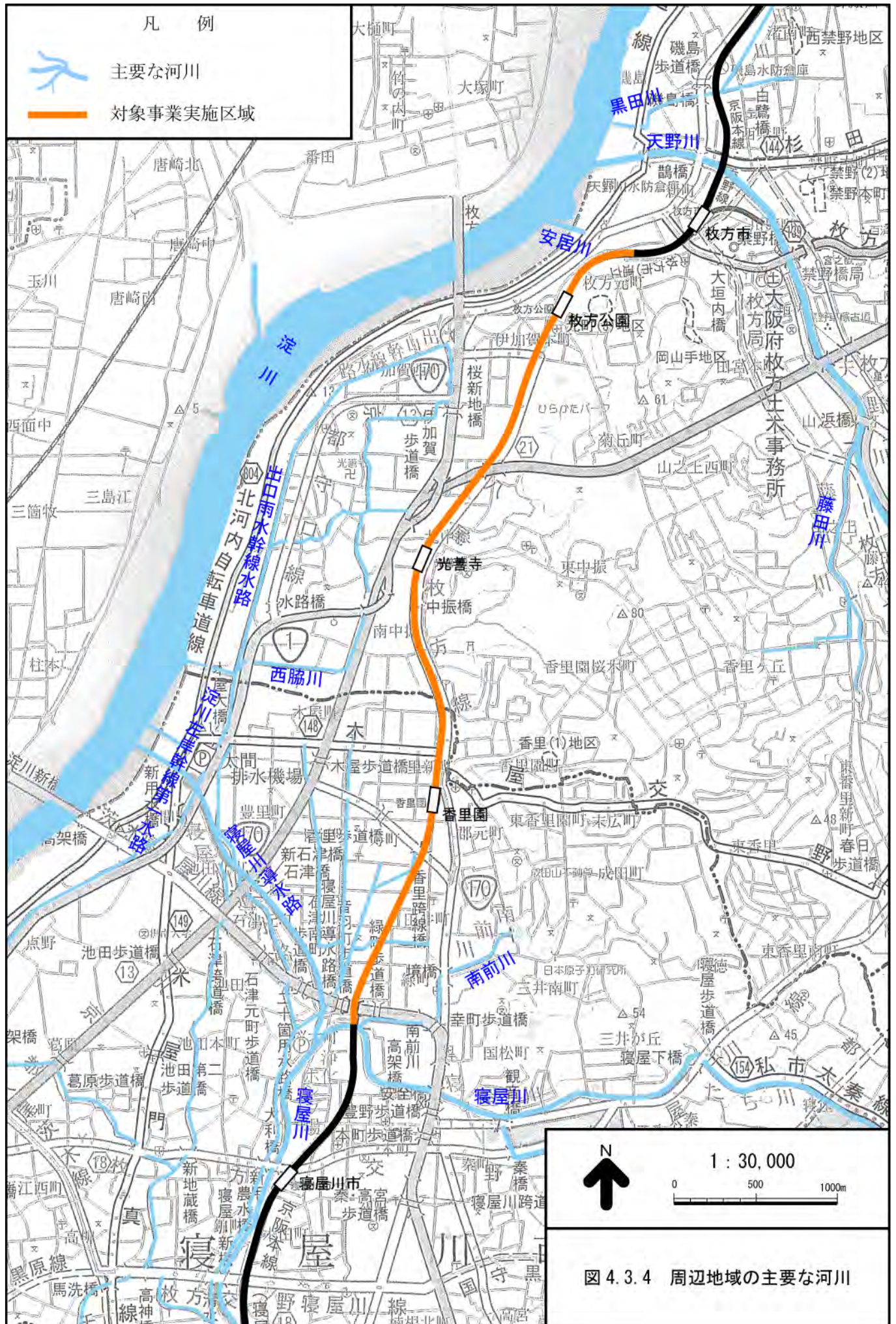


1 : 50,000



資料：「土地分類基本調査 表層地質図
— 平面的分類図 — 大阪府」
(昭和51年、国土庁土地局)

図 4. 3. 3 周辺地域の表層地質



4.3.4 生態系

枚方市東部の穂谷・尊延寺地区の里山は、棚田などの農耕地・ため池・森林などさまざまな環境が組み合わさっており、棚田やため池の土手には里草地の植物が豊富に生育している。また、オオタカやサンバなどの猛禽類の生息を支える豊かな生物相も存在している。

淀川河川敷は、重要性の高い原野の植物が豊かな地区や淀川水系の豊かな淡水魚類相を育むワンド、多様な野鳥の生息場所となっているヨシ原等が存在する。

また、枚方市東部の穂谷地区は、環境省の自然環境調査「モニタリングサイト 1000」の里地タイプのコアサイト（重点調査地域）として選定され、平成 18 年度から本格調査が行われている。

4.3.5 人と自然との触れ合いの活動の場

枚方市及び寝屋川市には、淀川河川公園、山田池公園、寝屋川公園、深北緑地等大きな緑地・公園が存在する。

周辺地域の人と自然との触れ合いの場は、図 4.3.5 に示すとおりである。

枚方市では、史跡・文化財、公園等を散策するルートが 15 コース設定されている。

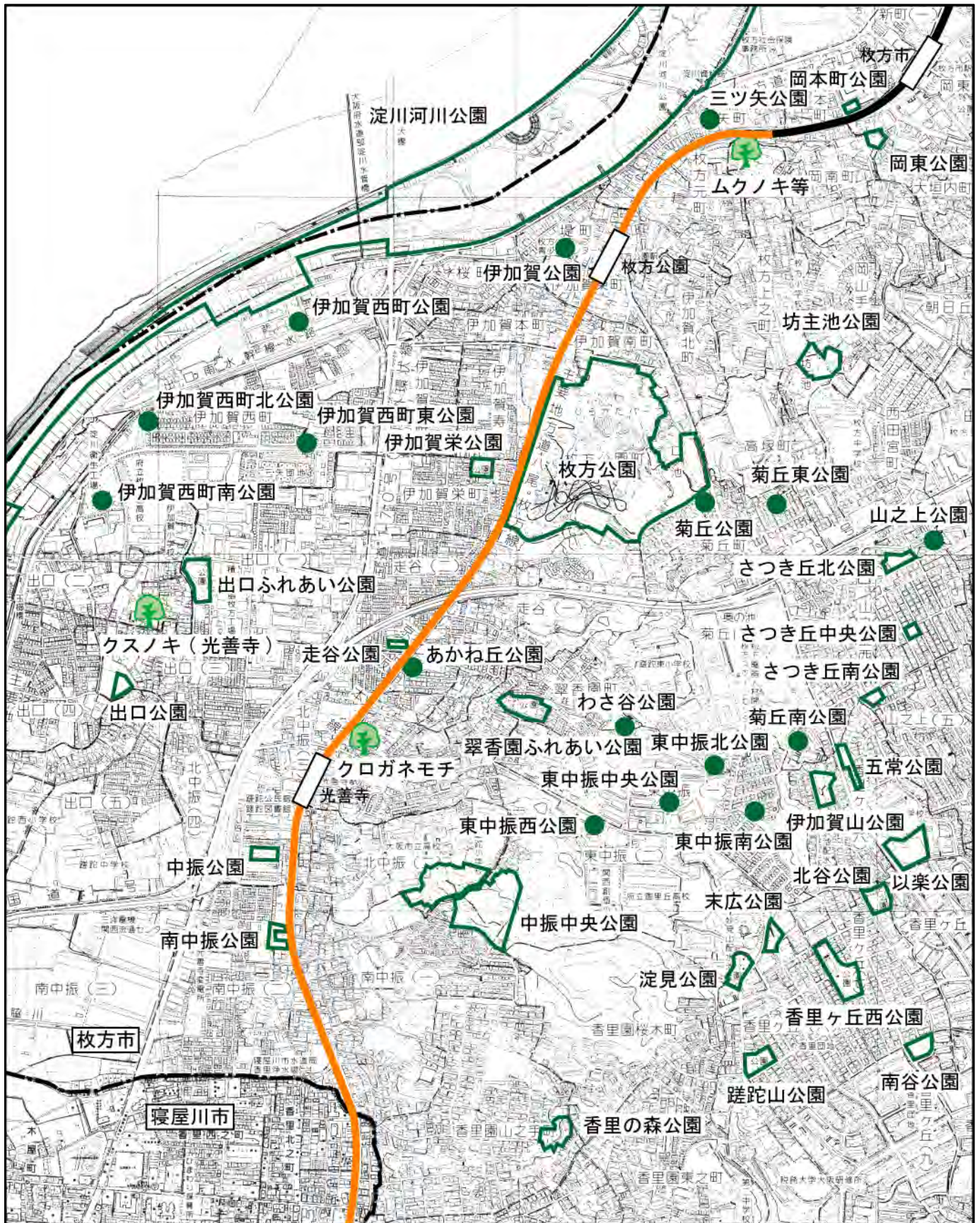
寝屋川市では、市内の史跡・文化財等に郷土の御伽噺の主人公「はちかづき姫」をモチーフにした説明・案内板を 200 箇所以上設置し、それらを結ぶネットワークルート「文化と歴史のみちコース」が 10 ルート設定されている。

枚方市では、12 件の保存樹木、10 件の保存樹林が、寝屋川市では、16 箇所 49 本の保存樹林がそれぞれ指定されている。

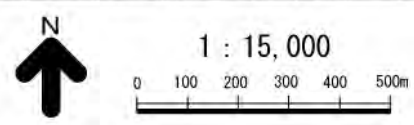
4.3.6 自然景観

枚方市では、ふるさと枚方らしい風景を将来に伝承していくことを目的に市民から候補地を募集して、昭和 59 年 10 月に「枚方八景」を制定している。枚方八景として、「淀川の四季」、「樟葉宮跡の杜」、「牧野の桜」、「山田池の月」、「国見山の展望」、「百済寺跡の松風」、「万年寺山の緑陰」、「香里団地の並木」が選定されている。

寝屋川市では、市内に存在する地域の有形無形の文化を再発見し、その付加価値を高めて、市民の郷土愛の醸成を図るとともに、その資源を市民共有のものとして認識し、寝屋川の魅力を市内外に発信することを目的として、平成 20 年 11 月に「新寝屋川八景」を決定している。新寝屋川八景として、「淀川河川敷公園」、「寝屋川公園」、「太秦高塚公園」、「友呂岐緑地」、「萱島駅のくすのき」、「成田不動尊」、「ねや川戎」、「寝屋のまちなみ」が選定されている。

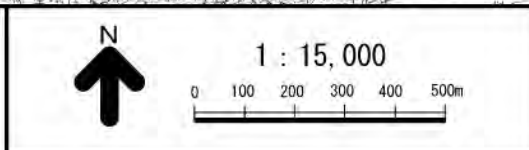
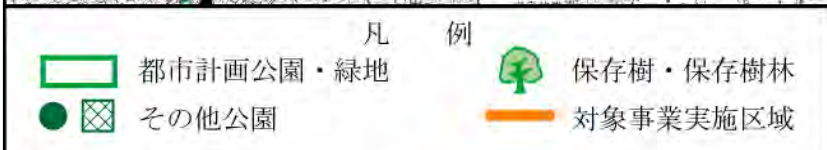
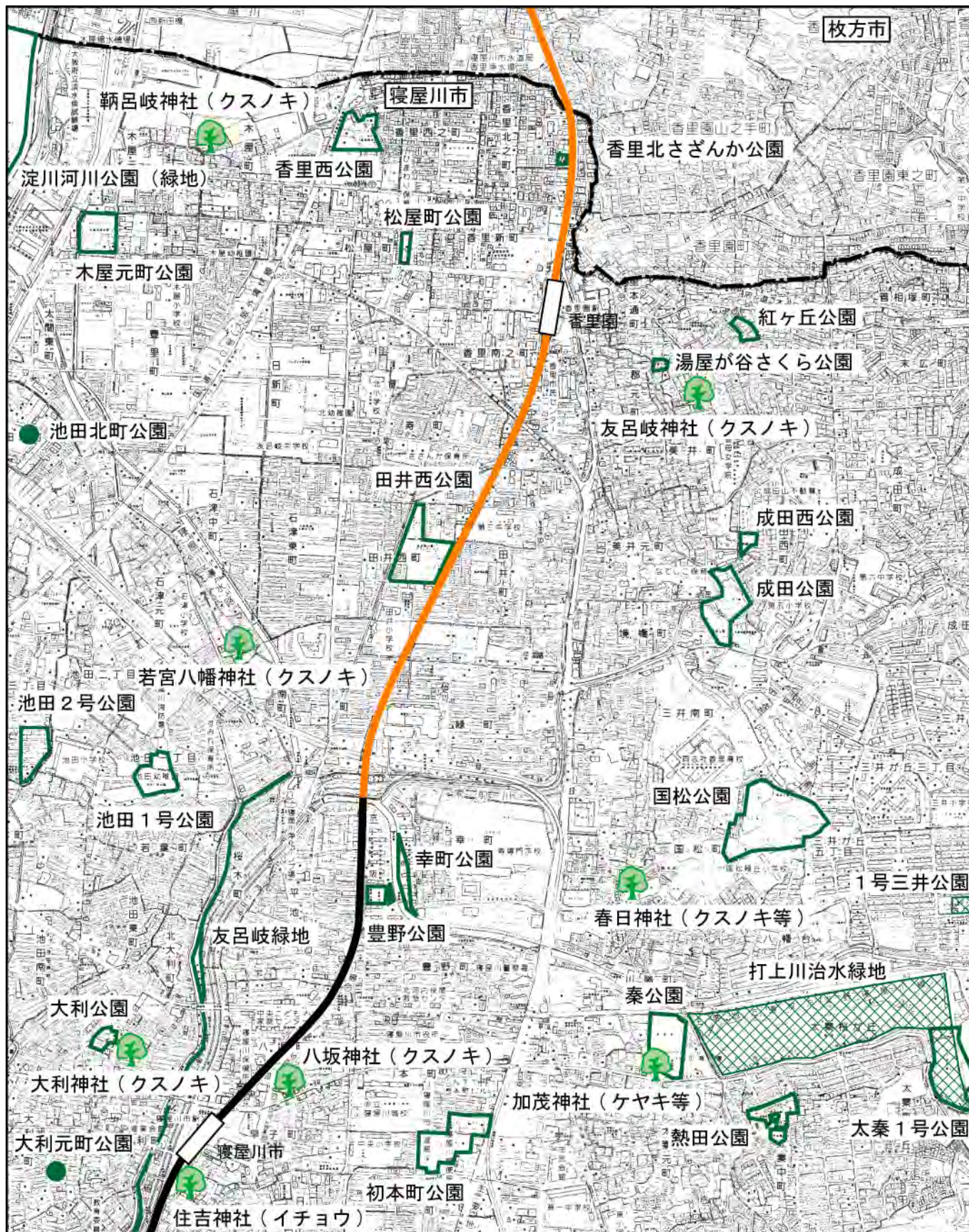


- 凡 例
- 都市計画公園・緑地
 - その他公園
 - 🌳 保存樹・保存樹林
 - 対象事業実施区域



資料：「枚方市都市計画図 用途地域図」（平成18年8月、枚方市）、「e-地図ひらかた」（枚方市ホームページ）、「平成22年版（2010年版）ひらかたの環境（環境白書）」（枚方市）、「ひらかた散策マップ」（枚方市）より作成

図 4.3.5(1) 周辺地域の人と自然との触れ合いの場（枚方市域）



資料：「寝屋川市都市計画施設図」（寝屋川市）、「マップねやがわ」（寝屋川市）、「保存樹指定一覧表」（寝屋川市ホームページ）より作成

図 4.3.5(2) 周辺地域の人と自然との触れ合いの場（寝屋川市域）

4.4 歴史的・文化的環境

4.4.1 文化財

周辺地域の指定文化財は表 4.4.1 に、遺跡等は表 4.4.2 に、計画区域周辺の文化財等の位置は図 4.4.1 にそれぞれ示すとおりである。対象事業実施区域は、伊加賀遺跡、蹉陀廃寺、万年寺山遺跡、枚方宿遺跡、枚方寺内町遺跡、伊加賀古墳群、茨田郡条里遺跡が位置している。

表 4.4.1 周辺地域の指定文化財

	種別	名称	所在地	指定年月日	図中 番号
国登録文化財	有形文化財 建造物	聖母女学院校舎	寝屋川市美井町 18-10	平成9年5月29日	—
大阪府指定 文化財	天然記念物	枚方田中邸のむく	枚方市上之町 123-4	昭和45年2月20日	153
		光善寺のさいから	枚方市出口 2-8-13	昭和50年3月31日	154
		春日神社のしいの社叢	寝屋川市国松町 20-4	昭和56年6月1日	—
枚方市指定 文化財	有形文化財 民俗	意賀美神社の算額	枚方市上之町1 -12	平成8年4月1日	167
	有形文化財 建造物	鍵屋主屋	枚方市堤町 10-27	平成9年4月1日	168
	有形文化財 彫刻	浄念寺木造不動明王立像	枚方市三矢町 7-21	平成9年4月1日	169
	記念物 史跡	鍵屋	枚方市堤町 10-27	平成10年4月1日	168
寝屋川市指定 文化財	有形文化財 建造物	喜多家墓所五輪塔(地輪)	寝屋川市池田 2-7-31	平成10年11月3日	

資料：「枚方市文化財分布図(平成20年3月改訂)」(枚方市)
「第40回枚方市統計書(平成22年版)」(枚方市ホームページ)
「国府市指定文化財」(寝屋川市ホームページ)

表 4.4.2(1) 周辺地域の遺跡等

	文化財名称	図中 番号	備考
枚 方 市	淀川河床遺跡(その3)	82	散布地
	万年寺山古墳	83	古墳(三角縁神獣鏡他計8面の鑑鏡) *消滅
	枚方小学校南方古墳	84	古墳 *消滅
	鷹塚山遺跡	85	集落跡(竪穴住居他)・その他の墓(墳丘墓他)
	伊加賀遺跡	86	散布地(掘立柱建物他)
	走谷堂山古墳	87	古墳(光善寺に伝走谷出土石棺) *位置不詳
	中振遺跡	88	散布地
	蹉陀廃寺	98	社寺跡、龍光寺跡
	姫塚古墳	102	古墳(周溝)
	香里園山之手遺跡	103	散布地・古墳(前方後円墳1基・円墳1基、中振丸山古墳群)
	万年寺山遺跡	107	古墳(古墳時代終末期の小石室)・社寺跡他

表 4.4.2(2) 周辺地域の遺跡等

	文化財名称	図中 番号	備 考
枚方市	枚方上之町遺跡	108	古墳・城館跡(枚方城関連遺物)
	中振ドウネンボウ遺跡	111	集落跡(京街道宿駅の町家)
	枚方宿遺跡	112	集落跡
	九々丸塚古墳	113	古墳(半壊、埴輪片)
	枚方寺内町遺跡	118	集落跡(枚方宿遺跡と重複)
	田中家鋳物工場跡	120	生産遺跡(梵鐘鋳造坑)
	岡東遺跡	134	集落跡
	伊加賀古墳群	145	古墳、伊加賀遺跡に重複
	光善寺寺内町遺跡	160	集落跡
	茨田郡条里遺跡	182	その他の遺跡(条里遺跡)、寝屋川市にまたがる
寝屋川市	郡六ノ坪遺跡	—	古墳時代
	茨田郡条里遺跡	—	奈良時代
	楠遺跡	—	弥生～古墳時代
	池田下村遺跡	—	弥生～中世(鎌倉～室町時代)
	郡八幡古墳	—	古墳時代
	成田遺跡	—	古墳～奈良時代
	三井南遺跡	—	古墳～平安時代
	秦山遺跡	—	古墳～奈良時代
	高宮八丁遺跡	—	弥生～中世(鎌倉～室町時代)
	北木田遺跡	—	弥生～中世(鎌倉～室町時代)
	長保寺遺跡	—	古墳～中世(鎌倉～室町時代)

資料：「枚方市文化財分布図(平成20年3月改訂)」(枚方市)
「寝屋川市文化財分布図」(寝屋川市)

4.4.2 歴史的・文化的景観

枚方市は、古くから京都と大阪を結ぶ交通の要衝にあたり、現在も一部街道や集落には面影が残っているが、近年の住宅建替えや周辺の開発により徐々にその特徴が失われつつある。このため、各地区に残る歴史的たたずまいを地域の個性として保全・整備し、貴重な景観資源として活用する必要があり、枚方市では、歴史街道枚方宿地区を都市景観形成協議地区及び歴史的景観保全地区に指定し、保全計画や保全整備計画に基づき、建築物などの外観の修理や修景に対し助成が行われている。

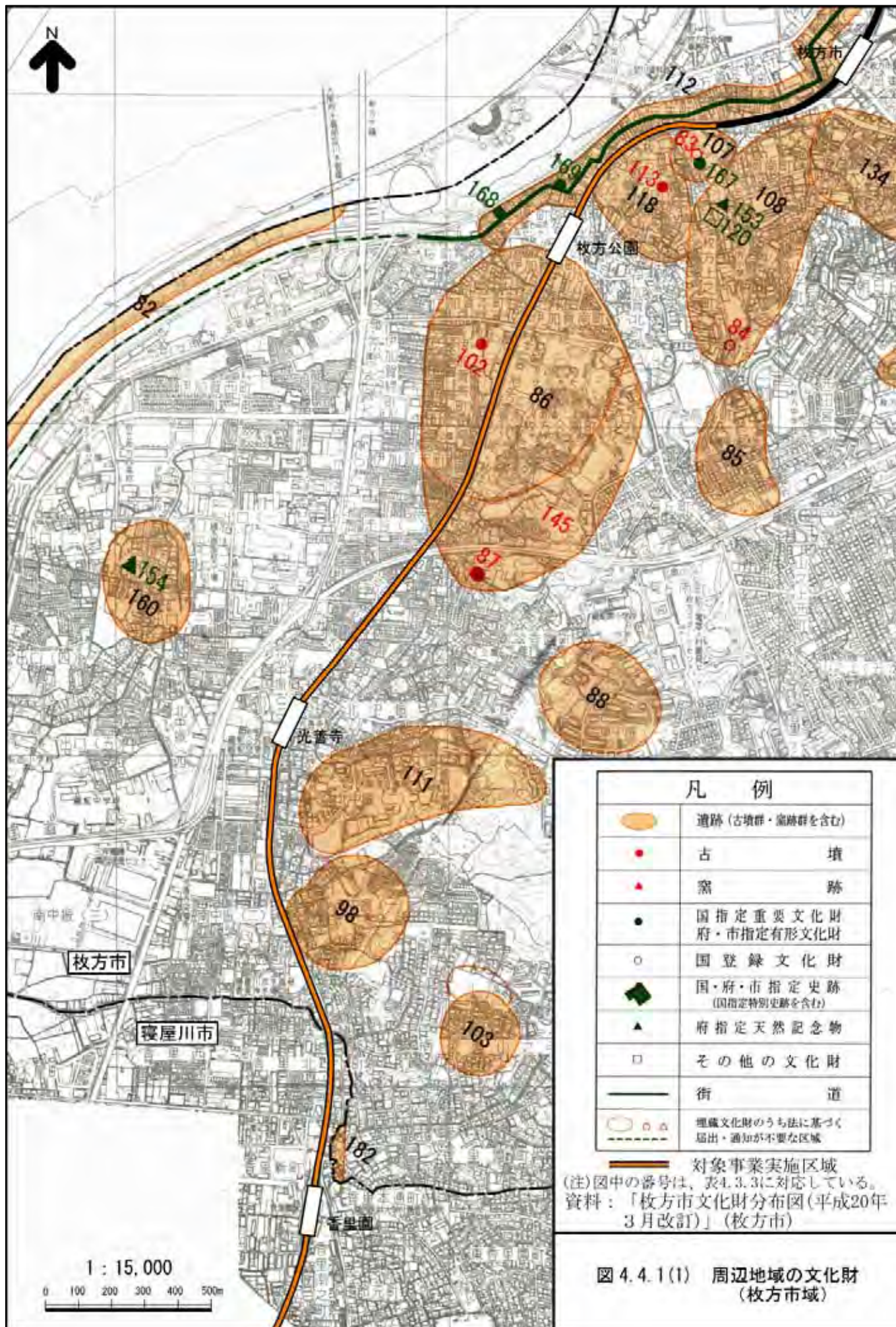


図 4.4.1(1) 周辺地域の文化財 (枚方市域)

